

ディスクロージャー2021

JAとうかつ中央の概況



キウイフルーツの花

はじめに

J Aとうかつ中央は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「ディスクロージャー2021 J Aとうかつ中央の概況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月 とうかつ中央農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、農協法第37条の2の規程に基づき、当組合の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

J Aのプロフィール			
○設立	昭和23年3月	○組合員数	21,251人
○本店所在地	松戸市上本郷	○役員数	34人
○出資金	16億円	○職員数	342人
○総資産	4,049億円	○支店・経済センター数	17ヵ所
○単体自己資本比率	17.54%		
令和3年3月31日現在			

目 次

ごあいさつ	1
I 経営理念	2
II 経営方針	2
III 経営管理体制	2
IV 事業の概況(令和2年度)	2
V 農業振興活動	7
VI 社会的責任と地域貢献情報	7
VII リスク管理の状況	9
VIII 自己資本の状況	15
IX 事業のご案内	15

【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	24
2. 損益計算書	25
3. 注記表	26
4. 剰余金処分計算書	39
5. 部門別損益計算書	41
6. 会計監査人の監査	43
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	44
2. 利益総括表	44
3. 資金運用収支の内訳	45
4. 受取・支払利息の増減額	45
III 事業の概況	
1. 信用事業	45
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補填契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	
<開示基準別の債権の分類・保全状況図>	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取 引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済事業取扱実績	53
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済 の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	54
(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	

(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業(農業関連)取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	55
(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績	
(2) 利用事業(生活その他)取扱実績	
(3) 資産管理事業取扱実績	
5. 指導事業	56
IV 経営諸指標	
1. 利益率	57
2. 貯貸率・貯証率	57
3. 職員一人当たり指標	57
4. 一店舗当たり指標	57
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	58
2. 自己資本の充実度に関する事項	59
3. 信用リスクに関する事項	60
4. 信用リスク削減手法に関する事項	63
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	64
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	64
7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	64
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	66
9. 金利リスクに関する事項	66
VI 連結情報	
1. グループの概況	68
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況(令和2年度)	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	88
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	98
【役員等の報酬体系】	99
【JAの概要】	
1. 機構図	101
2. 役員構成	102
3. 組合員数	102
4. 組合員組織の状況	102
5. 特定信用事業代理業者の状況	102
6. 地区一覧	103
7. 店舗等のご案内	104
8. 沿革・あゆみ	105
法定開示項目掲載ページ一覧	106

ごあいさつ

組合員、地域の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、当組合の各事業や活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応が何にもまして優先されるという、今まで経験したことの無い一年となりました。自粛生活が長期の経済活動の停滞をもたらし、農産物の消費や価格に大きな影響がでました。当組合もイベントや座談会等を中止した結果、組合員との意思の疎通の機会を失うという影響も受けました。

こうした状況下においても、組合事業の継続を図り、農業者への影響を最小限とするべく、定められた計画等に従い、事業の執行に努めた結果、昨年度に引き続き、一定の成果を取めることができました。これも、組合員の皆様が当組合をご利用いただいたお陰であり、改めて感謝を申し上げます。

令和3年度については、コロナ禍による国民生活等への制約は当面続くと思われませんが、年度終盤にはワクチンの効果も期待できるところでもあります。また、市民の需要の変化や国産農産物の価値の見直し、当組合の直売所計画推進等への追い風となるため、この機を逃さずに取り組みを重ねてまいります。

一方、准組合員の「地域農業の応援団」としての位置付けの明確化がなされたことに伴い、当組合におきましても、准組合員の意思の反映方法等について検討してまいります。さらに、当年度は、都市農業振興5か年計画の最終年度となります。これまでの総括を行い次期農業振興計画の策定に取り組みます。

また、東葛地区3組合の合併については、引き続き、組合員の皆様の議論のたたき台となるような一定の方向性を示すための努力を続けてまいります。

目まぐるしく変化する情勢の中にあっても、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」などの自己改革に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和3年7月

とうかつ中央農業協同組合

経営管理委員会会長

秋元篤司

I 経営理念

J Aとうかつ中央は、
農を基軸とした活動を通じて、地域・人・環境を創造し、
心豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

II 経営方針

【農業】 地域農業の振興と農業を通じた環境保全に取り組みます。

環境保全型農業の展開と地域に根ざした農産物づくりを促進するために、営農指導・相談機能を強化し、安全・安心な農産物の提供により「食」と「農」の文化を広め、地域の特性を活かした地域農業の振興を図ります。

【事業活動】 心豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

地域に根ざしたJ Aとして、情報発信の拠点づくりと、ふれあいのある健康で心豊かな生活を実現し、安心して快適に暮らせる地域社会づくりを進めます。また、総合相談活動を通して組合員・地域住民の暮らしを豊かにする活動を展開するとともに、生活の潤いと質を高める多彩な生活文化活動に取り組みます。

【経営組織】 経営基盤の強化と健全性の向上に取り組みます。

将来にわたって組合員、地域住民に信頼され地域でかけがえのない存在として、多様な要望と期待に応えられる人材の育成と地域の特性に合わせた施設・人的体制の適正配置に取り組むとともに、事業機能を備えた組織運営体制の確立を図ります。

また、経営の効率的かつ効果的な運営により強靱な財務基盤を構築し、その健全性・透明性を高めます。

III 経営管理体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が選任する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

IV 事業の概況（令和2年度）

業績・トピックス

農業を取り巻く環境は、依然として厳しいなか、日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による大幅な下押しと、感染防止を図りながら社会経済活動の水準を引き上げるという未曾有の経験をしました。今後の見通しについては、未だ不透明な状況が続いております。

こうした環境のなか、当J Aは「自己改革」の更なる実践、「都市農業振興5か年計画」の実施方針「女性によるJ A運営参画への促進とコンプライアンス態勢の見直し」また、「将来にわたる持続可能な経営基盤確保」の達成に向けて役職員一丸となり行って参りました。

その結果、事業利益5億1千万円、当期剰余金5億3千2百万円を計上できました。主な事業活動と成果につきましては、以下の通りです。

指導事業

営農関係

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大にともない、イベントや会議等の開催に様々な影響を受けるなか、感染防止に十分な配慮をしながら農業振興に向けた取り組みを実施していく状況にありました。

無料土壌診断を引続き実施し適正施肥に向けた取り組みを行うとともに、安全・安心な農産物の生産のための農薬使用記帳点検システム「資材ナビゲーション」を活用した記帳点検活動の普及・拡大、防除基準の作成・徹底に努めました。

農業労働力確保対策については、JA無料職業紹介所の開設に向けた労務管理研修会の開催等の準備を経て開設の運びとなり、既に生産者・求職者からの相談を開始しています。

また、管内農産物応援定期貯金「大地の輪」への商品提供、販売促進イベント等を通じた地場農産物のPR、ブランド化推進、地域団体商標登録の取り組みなど管内主要農産物の付加価値強化、学校給食米の取扱実施など地産地消の推進に努めました。

さらに、生産者との出荷会議、講習会、作見会等を開催し、土壌改良、栽培技術向上、品質向上、後継者・担い手の人材育成に向け、モデル農家への訪問活動、食農教育・農業体験活動に取り組みました。

新型コロナウイルス対策としては、フェイスシールド配布等の支援策を講じるとともに、行政・関係機関と連携した関連補助金、交付金の申請支援等を実施しました。

生活関係

人間ドック、動脈硬化症ドックなど組合員健康診断ならびに結果報告会を開催し、健康増進に努め、引き続き農協健康診断助成措置を講じ、本年度の各健康診断受診者総数は575名となりました。また、各女性部活動への支援、若手農業者を中心に農業者年金の加入推進に取り組みました。

営農経済事業（販売・購買）

販売

販売力強化に向け市場共選出荷及び全農直販事業の拡大、松戸西支店集出荷場の開設など集出荷施設の整備に取り組みました。不安定な気象条件や新型コロナウイルスの影響などにより価格変動が大きくなるなか、野菜価格は安値水準で推移し、販売品取扱高は13億89百万円（米45百万円、青果物他13億44百万円）、前年対比103%、計画対比87%となりました。

購買

肥料・農薬・農業機械・資材など農業関連品目は、JA担い手対策（JA肥料購入助成金制度）の実施、肥料銘柄集約品の共同購入、市中価格調査等にもとづく全農他受入先との価格交渉等、価格引き下げに取り組みむとともに、予約注文の推進を行い、購買品供給高は7億12百万円、前年対比106%、計画対比102%となりました。

生活関連品目では、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ新茶予約、パールライスキャンペーンなどに取り組みむとともに、Aコープ商品をはじめとする食品等の取扱拡大に努め、農業・生活を合わせた購買品供給高は8億32百万円、計画対比99%となりました。

資産管理事業

法律・税務相談

指定相談日における件数については、法律相談17件、税務相談7件、財産診断31件実施致しました。この他にも随時、本店、各支店において相続税等の税務相談、土地の有効活用等の相談についても対応致しました。また、組合員対象の税務セミナー等は中止と致しましたが、支店職員対象には確定申告事務研修を開催致しました。

青色申告会については、12支部1,427名の会員となり、令和2年分の所得税確定申告取扱い件数は、2,089件となりました。電子申告に対しても、事務の効率化が図られ1,988件（確定申告取扱い比95.1%）の送信件数となりました。

また、消費税申告については、155件の取扱いとなりました。

取扱契約実績

組合員皆様の相続や次世代への事業承継を考え、地域の特性を活かした資産活用を提案し、取扱実績については賃貸住宅建設20件、個人住宅4件、土地売買19件で、契約総額46億9百万円の実績となりました。

信用事業

貯金

農業・地域を基盤とする金融機関として、総合事業ならではの提案活動を通じて、組合員・利用者に寄り添った各種金融サービスを提供することを実践しました。さらに、農業と地域のメインバンクとして、地域の方々の潜在的ニーズに対する金融機能の発揮と様々な課題に対する解決策の提供を図り、利用者の満足度向上に貢献することに努めました。

その結果、家計メイン部門では一層の増加・拡充が図られ、農業と地域を繋ぐ魅力ある定期貯金「大地の輪」の実績も県内トップクラスとなりました。また、期末貯金残高は3,624億83百万円、計画対比100.1%となりました。なお、正組合員の貯金残高は1,362億18百万円、准組合員の貯金残高は1,406億50百万円となりました。

貸出金

農業メインバンク機能強化を目指して、メイン強化先を訪問するとともに農業関連資金拡充を図りました。

生活メインバンク機能強化のため、住宅ローン専任による住宅関連会社への営業強化、ネットローンを活用した小口ローンPRにより次世代・若年層を中心としたJAバンクローンの拡充に取り組みました。その結果、農業資金新規融資は40百万円、住宅ローン新規融資が62億24百万円、小口ローン新規融資が2億16百万円と大きく伸長しました。また、資産管理事業資金の対応強化を図り、期末の貸出残高は、1,427億32百万円、計画対比99.8%となりました。なお、正組合員の貸出残高744億15百万円、准組合員の貸出残高505億75百万円となりました。

余裕金

余裕金運用にあたっては、農林中央金庫への預け金を基本とし、余裕金運用規程に従った適正な運用と管理に万全を期しました。有価証券の運用は、ALM委員会でのJAの財務状況、経済・金融情勢、証券市場動向等の協議結果に基づき、長期的視点による安全性・収益性・流動性を基本とした健全運用に努めました。期末預金残高は、系統2,304億86百万円、系統外5百万円、期末有価証券残高は36億64百万円となりました。

共済事業

長期共済

コロナ禍で推進活動が制限されるなか、エリア戦略に基づく地域特性に応じた推進活動の実践を柱とし、保障充足や事業基盤の維持・拡大の普及に努め、組合員・利用者への安心で永続的な保障提供に向けた推進活動に努めた結果、建更・医療共済・介護共済・年金共済で保有高純増となりました。

短期共済

「損保自動車保険回収運動」および「自動車共済お見積りキャンペーン」、「DMによるアプローチ」の普及活動を通じ、利用者ニーズの掘り起こしと普及基盤の拡大に取り組んだ結果、保有高純増となりました。

共済の新契約については、以下のとおりとなりました。

<新契約高等>

満期(終身)共済金額合計	9,822,772千円
保障共済金額合計	82,232,535千円
の内(正組合員: 62,357,634千円 准組合員: 8,426,673千円)	
新規共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)	615人
新規被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)	334人
年金共済	192人

共済の保有高等については、以下のとおりとなりました。

<保有高等>

満期(終身)共済金額合計	111,958,645千円	(対前年比 97.9%)
保障共済金額合計	638,570,123千円	(対前年比 99.0%)
医療系共済 入院共済金額合計	34,671千円	(対前年比 100.6%)
介護系共済 介護共済金額合計	6,775,807千円	(対前年比 102.3%)
年金共済 年金年額合計	6,014,498千円	(対前年比 103.5%)
自動車共済 共済掛金合計	257,449千円	(対前年比 100.6%)
共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)		20,157人
被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)		14,314人
年金共済		5,308人

共済金の支払い

2年度は全体で件数、金額共に昨年より減少となりました。長期共済においては満期2,802件57億20百万円、死亡・罹災646件14億12百万円、入院給付金816件1億6百万円、年金共済3,156件29億31百万円の支払い実績でありました。

また、短期共済においては340件1億2百万円の支払いで合計7,760件102億71百万円の共済金を支払いました。

令和2年度の主な行事

日	付	行 事
4	3	六和・古ヶ崎新店舗地鎮祭
	7	古ヶ崎管内農家組合長会議
	11	幸田農家組合総会
	15	コンプライアンス委員会
	22	不祥事再発防止策会議
5	7	臨時理事会
	8	役員全体会議
	8~19	みのり監査法人監査
	19	コンプライアンス委員会
	20	決算監事監査
	21	不祥事再発防止策会議
	25	J A 共済優績組合表彰式
	27	経営管理委員会・理事会・監事会
6	4	通常総代会事前説明会
	16	コンプライアンス委員会
	19	A L M委員会
	19	支店長会議
	22	不祥事再発防止策会議
	24	令和2年度通常総代会
	24	臨時経営管理委員会・臨時理事会・監事会
	26	六実農家組合新旧役員会議
30	経営管理委員会・理事会・監事会	
7	13	臨時理事会
	15~17	みのり監査法人予備調査
	20	コンプライアンス委員会
	21	(公社)松戸青色申告会J A とうかつ中央部会通常総会
	22	不祥事再発防止策会議
	28	経営管理委員会・理事会・監事会
8	19	コンプライアンス委員会
	21	支店長会議
	24	不祥事再発防止策会議
	25	経営管理委員会・理事会・監事会
9	2~11	みのり監査法人期中監査 I
	4	常盤平・稔台支店新店舗地鎮祭
	16	コンプライアンス委員会
	23	A L M委員会
	23	支店長会議
	24	不祥事再発防止策会議
	29	経営管理委員会・理事会・監事会
	30	上半期決算監事監査 購買品実地棚卸監査

日	付	行 事
10	19	常盤平支店、稔台支店統合説明会
	19	コンプライアンス委員会
	23	支店長会議
	26	不祥事再発防止策会議
	27	六和協活会議
	30	経営管理委員会・理事会・監事会
11	4~5	上半期決算監事監査
	6	共済友の会総会
	10	六和・古ヶ崎支店農家組合長会議
	13	支店長会議
	16	コンプライアンス委員会
	20	まつど大農業まつり農産物品評会
	20	不祥事再発防止策会議
	25	松戸西支店新店舗落成披露式典
26	経営管理委員会・理事会・監事会	
12	28	流山市農業共進会
	15	コンプライアンス委員会
	17	支店長会議
	18	A L M委員会
	21	不祥事再発防止策会議
	25	経営管理委員会・理事会
	18	コンプライアンス委員会
1	26	不祥事再発防止策会議
	28	経営管理委員会・理事会
	29~30	流山おおたかの森 S.C 産直フェア
2	16	コンプライアンス委員会
	19	支店長会議
	19	不祥事再発防止策会議
	19	情報セキュリティ委員会
	26	経営管理委員会・理事会・監事会
3	8~16	みのり監査法人期中監査 II・III
	19	A L M委員会
	19	コンプライアンス委員会
	22	支店長会議
	23	不祥事再発防止策会議
	23	松戸西支店管内農家組合長会議
	30	経営管理委員会・理事会・監事会
	31	決算監事監査購買品実地棚卸監査 みのり監査法人期末監査 I

- ※ 経営管理委員会 年12回 開催
- ※ 理事会 年14回 開催
- ※ 監事会 年10回 開催

V 農業振興活動

(1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針を定め、取り組んでいます。

① 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

② 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

③ 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。

④ 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

⑤ 中小企業者等金融円滑化への対応

農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢を整備しています。

① 理事長以下、専務理事、常務理事、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

③ 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

VI 社会的責任と地域貢献情報

1. 全般に関する事項

当JAは、松戸市・鎌ヶ谷市・流山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当JAの資金は、その大半が組合員・利用者の皆様からお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としています。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいています。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

組合員数 21,251人 出資金 1,633,149千円

2. 地域からの資金調達の状況

貯金・定期積金残高 362,483百万円

3. 地域への資金供給の状況

貸出運営の考え方

J Aは地域農業を金融面から支える役割を担っており、地域農業の発展、優良農家の育成、農業担い手に対して地域の実情などにあわせた様々な金融サービスの観点から農機具等の購入など組合員ニーズに積極的に対応し、行政との連携を図りながら金融部門・経済部門が一体となり農業資金の伸長に努めています。また、組合員の資産有効活用等の面でも、ハウスメーカーと連携するなど相談業務や貸出を通じて積極的に対応しています。

貸出に際しては、経営計画等の的確な判断に基づく投資効果の提示、コスト比較等を行ない組合員の経営意識を高めるよう組合員指導を行なっています。

また、債権の固定化防止や回収促進のため、保全面の措置を講じ貸出の拡大に努めています。

(1) 貸出金残高

組 合 員	125,060百万円
地方公共団体	7,610百万円
金 融 機 関	7,693百万円
そ の 他	2,368百万円
合 計	142,732百万円

(2) 制度融資について

制度融資とは、農業経営規模の拡大、機械・施設の導入、並びに農業担い手の育成などを目的に、国等が一定の制度にもとづいて行う融資のことをいいます。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、J A資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体が利子補給を行う制度があります。前者の代表的なものとして日本政策金融公庫資金、農業改良資金などがあります。後者の代表的なものには農業近代化資金、農業振興資金があります。

4. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

地域社会の発展と活力と潤いにあふれた住みやすい街づくりを目指し、行政と連携して事業に取り組んでいます。松戸市・鎌ヶ谷市・流山市の指定金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆様にご利用頂いています。

① 地域ボランティア

- ・毎年、松戸市・鎌ヶ谷市・流山市の福祉施設などに寄付をしています。
- ・毎年、交通遺児育英募金を実施しています。

② 環境問題への取り組み

- ・農業用使用済み廃棄プラスチックの回収を実施しています。
- ・不用農薬処理の適正化を進めています。

③ 健康管理活動

- ・高齢化社会の進展による健康維持に対する意識の高まりの中、当J Aでは、健康診断とその結果の報告会として、医師、保健師、栄養士による個別相談を行い、健康管理活動に取り組んでいます。

④ 年金相談会の開催

- ・年金の受給予定者の方を対象に、社会保険労務士による年金相談会を開催しています。

⑤ 資産管理相談・法律相談・税務相談

- ・顧問弁護士、税理士等による各種の相談を開催しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

当J Aでは、組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆さまとの結びつきを強化するため、利用者ネットワークづくりへの取り組みをすすめています。

① 年金友の会（令和2年度末会員数11,597名）

- ・親睦旅行、グラウンドゴルフ大会等を各地域で開催
- ・健康教室の開催

② 生活文化教室

- ・手芸教室、料理講習会、美容講習会などの開催

(3) 情報提供活動

当 J A の事業や地域の情報を提供しています。

- ① 組合員の皆様向けに、毎月「ユニティー」を発行
- ② 地域住民の皆様向けに、年 2 回「ふれあい」を発行
- ③ ホームページへの掲載

Ⅶ リスク管理の状況

◇リスク管理体制

【リスク管理基本方針】

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

当 J A は、J A バンク基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種ガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定

的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者・担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

【情報セキュリティ基本方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、JA内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを確認し、以下の方針を遵守することを誓約します。

① 情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

② 情報の取扱い、情報システムならびにネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

③ 情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基

づき、J A全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

- ④ 万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤ 上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

【個人情報保護方針】

当J Aは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当J Aの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約いたします。

- ① 個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

- ② 個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

- ③ 個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- ④ 取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

- ⑤ 匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
- ⑥ 法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

- ⑦ ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
 - ⑧ 保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
- 保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。
- ⑨ 個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
 - ⑩ 個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【利用者保護等管理方針】

当J Aは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

- ① 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点から

の説明を含む。) および情報提供を適切かつ十分に行います。

- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④ 当J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当J Aとの取引に伴い、当J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。
※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

【反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

当J Aは、事業を行うにつまじまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- ① マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
- ② 実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- ③ 取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。
- ④ 反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- ⑤ 警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【金融商品の勧誘方針】

当J Aは、貯金・定期積金、共済、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員、利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員、利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など、重要な事項を十分に理解していただけるよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員、利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇業務の適性を確保するための体制

【内部統制システム基本方針】

当J Aは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当J Aの基本理念及び当J Aのコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。

- ② 重大な法令違反、その他法令及び当JAの諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、JA経営をとりまくリスク管理を行います。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備します。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。
6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制
- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行します。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進します。
 - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督します。
7. 財務情報その他JA情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めます。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

JAバンク相談・苦情等受付窓口 本店金融部（電話：047-361-2205）

JA共済相談・苦情等受付窓口 本店共済部（電話：047-361-2203）

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または一般社団法人 J A バンク相談所（03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<https://www.n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<https://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

Ⅷ 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、17.54%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	とうかつ中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,633百万円(前年度1,657百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

Ⅷ 事業のご案内

1. 主な事業の内容

JAとうかつ中央は、地域の皆様の日常生活に欠かせない信用事業(貯金・融資・為替)をはじめ、共済事業(「ひと」「いえ」「くるま」の総合保障の普及)、経済事業(販売・購買)、指導事業(営農・生活)などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助を基本に、組合員や地域の皆様の暮らしに役立つサービスを提供するために、努力を重ねています。

主な事業について、ご案内いたします。

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・農林中金が有機的に結びつき、JAバンクとして、貯金保険制度・破綻未然防止システムという二重のしくみで、貯金者の皆様に安心してご利用いただけるよう努めています。

◆貯金業務

組合員をはじめ、地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、普通貯金無利息型(決済用)、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用頂いております。

主な貯金商品一覧

商品名		特徴・留意点	預入期間	預入金額
当座貯金		事業資金などの決済に用いる口座です。お利息は付きません。	随時	1円以上
普通貯金		お財布代わりに。自動受取・支払機能を加えるとより便利になります。	随時	1円以上
納税準備貯金		納税など目的通りの払い出しで非課税に。	随時	1円以上
普通貯金無利息型(決済用)		いつでもお預け入れ、お引出しができ、公共料金等の各種代金のお引落しができます。お利息は付きません。	随時	1円以上
通知貯金		資金の一時保管に便利です。払い出しの2日前に通知が必要です。	7日以上	5万円以上
貯蓄貯金		基準残高(5階層)によって金利の変わる有利な貯蓄性貯金です。(個人のみ)	随時	1円以上
総合口座		一冊の通帳に「蓄える、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能をセットした便利な貯金です。お1人1口座に限定。(個人のみ) 未成年者は法定代理人との取引になります。	随時	1円以上 定期口は 1万円以上
定期積金		毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です(定額式・目標式)。通増式・満期分散式もございます。	定型方式6か月以上 120か月(10年)以内 期日指定方式 6か月超10年未満	毎月 1,000円以上
定期貯金	期日指定定期	1年が過ぎると、1か月前の予告でいつでも必要額の払い出しができます。(個人のみ)	1年～3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	期間・金額などニーズに合わせてお選びいただけます。複利型(3・4・5・7・10年)は、半年複利計算でさらに有利に運用できます。(複利型は個人のみ)	定型方式 1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・ 7・10年 (法人は1・3・6か月、1・2年) 期日指定方式 1か月超10年未満	1円以上
	大口定期	まとまった資金を、効率的に有利に運用できます。	定型方式 1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・ 7・10年 期日指定方式 1か月超10年未満	1,000万円以上
	変動金利定期	6か月ごとに自動的に金利を見直しします。個人の方は複利型もご利用いただけます。	1年・2年・3年	1円以上
	据置定期	据置期間(6か月)後、任意の日に全部、または一部の金額を何度でも払い戻しができます。(個人のみ)	据置期間6か月 最長5年	1円以上 1,000万円未満
財形貯金	一般財形	財形貯金(財産形成貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。	3年以上	1円以上
	財形年金		5年以上	1円以上
	財形住宅		5年以上	両方合算で550万円まで非課税

◆融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者、事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の融資の申込みのお取次ぎもしています。

主な融資商品一覧

	商品名	資金用途	融資限度額	融資期間
農業 関係 資金	農業経営資金	営農のための施設設備資材導入等に要する資金	個別決裁	25年以内
	農業振興資金	各市農業振興資金融資条例施行規則に基づく営農に必要な資金 (松戸市、鎌ヶ谷市、流山市)	農業後継者育成資金 600万円以内 他	12年以内 (鎌ヶ谷市は10年以内)
	J A 農機ハウスローン	農機具の購入、購入に付帯する諸費用、パイプハウス等資材、建設費用などの資金	1,800万円以内	15年以内
	J A アグリマイティー資金	農業に必要な幅広い資金(設備・運転資金)、自然災害等に対応する緊急性を要する資金	事業費の範囲内	15年以内
	J A 新規就農応援資金	新規就農者に対する農業経営に必要な設備・運転資金	1,000万円以内	17年以内 (就農年数による) 短期資金は、1年以内
	農業近代化資金	建構築物造成、農機具等取得資金、小土地改良資金等の資金	個人1,800万円以内 法人2億円以内	15年以内
事業 関係 資金	資産管理事業資金	賃貸用の住宅(マンション、アパート、貸家)、店舗、倉庫等の建築資金、その他自営業施設資金	個別決裁	35年以内
	事業資金	事業経営に必要な運転資金、設備資金	個別決裁	35年以内
生活 資金	住宅資金	自己住宅資金	個別決裁	35年以内
	相続資金	相続税資金	個別決裁	20年以内
	その他生活資金	組合員の生活に必要な資金	個別決裁	20年以内
特	殊資金	公共事業、区画整理事業、共同の農業資金	個別決裁	個別決裁
J A 統 一 ロ ー ン	J A 住宅ローン	住宅等の取得、増改築をするための資金	10,000万円以内	40年以内
	J A リフォームローン	居住する既存住宅の増改築、補修等の資金	1,500万円以内	15年以内
	J A 教育ローン	入学金、授業料、その他教育関連資金	1,000万円以内	15年以内 (在学期間+9年)
	J A カードローン	生活に必要な資金	10万円~300万円以内	2年以内(契約更新) 但し、50万円超は1年以内
	J A 多目的ローン	生活に必要な資金	500万円以内	10年以内
	J A マイカーローン	自動車・バイクの購入資金	1,000万円以内	10年以内
	賃貸住宅ローン	賃貸アパート専用住宅の建設、増改築等に要する資金	40,000万円以内	30年以内(保証会社が認める場合35年以内)
水 洗 便 所 改 造 資 金	各市条例に基づく下水道工事に必要な資金 (松戸市、流山市)	200万円まで (流山市は60万円以内)	5年以内 (流山市は3年以内)	

◆為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしています。

◆J A ネットバンキング

窓口やA T Mに出向く事なく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話から簡単操作でアクセスでき、平日、休日を問わず、残高照会や振込振替サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

◆国債・投資信託窓口販売業務

国債(新窓販・個人向け)、投資信託(NISA・つみたてNISAを含む)を窓口販売しています。

◆遺言信託業務

農中信託銀行株式会社の代理店として「執行コース」・「管理コース」の2種類をお取り扱いしています。

◆個人型確定拠出年金 (iDeCo)

みずほ銀行が管理運営機関であるiDeCo(みずほプラン)をお取り扱いしています。

◆サービス・その他

当J Aでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、またネットサービスとしてJ Aのキャッシュカードは全国のJ A他、提携先の銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、コンビニエンスストアなどのC D(現金自動支払い機)、A T M(現金自動預け払い機)でご利用いただけます。

◆年金相談

- ・相談日…日時等については、金融部貯金為替課 ☎047(361)2205又は、最寄りの各支店へお問合せください。
- ・担 当…社会保険労務士

(2) 共済事業

共済事業は、生命・終身・年金共済など長期間の商品をお取扱いするとともに、火災・自動車・自賠責共済など短期間の商品もお取扱いしております。お子さまの誕生から老後まで生涯にわたり、保障いたします。また、ニーズの高い医療共済、がん共済、介護共済も取扱いいたしております。

長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどへの備えも自由に設計できる確かな一生涯保障プランです。医療共済とのセットプランで手厚い保障を準備できます。
一時払終身共済	まとまった資金でご加入しやすい一生涯の万一保障です。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みできます。死亡共済金を相続対策に、生存給付金特則を付加することにより生前贈与等にご活用いただけます。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。医療共済とのセットプランで手厚い保障を準備できます。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。先進医療保障付きも選択できます。
医 療 共 済 (メディフル)	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。共済期間、契約の型、掛金払込終了期間、手術・放射線治療、入院日額保障、先進医療、健康祝金等ご希望に合わせて保障内容が選べます。一人ひとりのニーズにあわせて保障の手厚さ、保障の期間、掛金を支払う期間などを選べます。
介 護 共 済	一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心でき、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。万一のときも給付金を受け取れる一時払介護共済もごぞいます。
引受緩和型 終 身 共 済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みできます。一生涯保障が確保できるプランです。
引受緩和型 医 療 共 済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みできます。入院・手術の一生涯保障が確保できるプランです。
生活障害共済 (ささエール)	病気やケガにより身体に障害が残り、身体障害者福祉法に定める級の身体障害状態に該当し、身体障害者手帳が交付されたとき収入の減少などに備えられる保障です。 ○定期年金型 ○一時金型
特定重度疾病共済 (そなエール)	がん・血管疾患、脳血疾患、生活習慣病まで幅広く保証します。4つの疾患区分ごとに期間内それぞれ1回お支払いします。経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取ります。
こ ども 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○入学祝金タイプ ○学資金タイプ
予定利率変動型 年 金 共 済 (ライフロード)	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みできます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。 ○終身年金タイプ ○定期年金タイプ
建物更生共済 (むてきプラス)	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。 ○建物プラン ○特定建築物プラン ○家財プラン ○営業用什器備品プラン

(注) 上記の表で「万一のとき」とは、死亡、第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。ただし、一時払終身・一時払介護共済は、死亡したときをいいます。

短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容
自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償義務などを保障します。

(3) 経済事業

経済事業は、農家と共に消費者の皆様のもとへ安全・安心な農産物をお届けする「販売事業」と農業経営に必要な肥料・農薬などの生産資材、また、暮らしに必要な食品・日用品等を供給する「購買事業」で構成され、組合員、地域の皆様幅広くご利用いただいております。

(4) 指導事業

農家の経営・生産技術の指導、くらしのアドバイス、各種生産組織や関係機関との連携活動、農産物の流通対策等を通じ、食の安全・安心を第一に生産物の安全確保と高付加価値生産に努めています。また、各種イベントへの参加・参画等により、地域の皆様との交流や都市農業のイメージアップに取り組んでいます。さらに健康診断等の開催等、生活全般にわたりサポート活動をおこなっています。

(5) 資産管理相談

◎法律相談

相談日・場所…毎月第2・4金曜日 午前9時より…本店資産管理部相談課

担 当…顧問弁護士

◎税務相談

相談日・場所…毎月12日 午前10時より…資産管理部資産管理課（八木支店となり）
（休日の場合 翌営業日）

毎月第3金曜日 午前9時より…本店資産管理部相談課

担 当…顧問税理士

◎お 申 込…お申込は予約制とし、ご来店時間（順番）を連絡します。

臨時の方は予約者の終了後になります。

お申込は本店資産管理部相談課又は最寄りの各支店へご連絡ください。

資産活用等の相談は随時行っております。

資産管理部相談課 ☎047(361)2206（直通）

2. 信用事業取扱手数料一覧

■貯金業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類		単 位	手数料	備 考	
残 高 証 明 書 発 行		1 通	都 度 発 行	550	
			定 期 発 行	440	
			顧 客 指 定 様 式	2,200	
			英 文 証 明 書	2,200	
取 引 履 歴 照 会		1 件	550		
I C キャッシュカード発行(新規・切替)		1 枚	無料		
再発行	貯 金 通 帳	1 冊	550		
	貯 金 証 書	1 通	550		
	I C キャッシュカード	1 枚	1,100		
口 座 開 設		1 口 座	11,000	口座開設時に徴収	
当座貯金	一 般 口	1 冊 50 枚	署名判印刷・有	1,210	
			署名判印刷・無	1,100	
	約 束 手 形 交 付	1 冊 25 枚	署名判印刷・有	660	
			署名判印刷・無	550	
	署名判印刷登録料		新規・変更	4,400	
	専 用 約 束 手 形 口 (マ ル 専)	マル専当座取扱手数料		1 口 座	3,300
手形用紙交付		1 枚	550		
自 己 宛 小 切 手		1 枚	550		
国 債 口 座 管 理 手 数 料		—	無料		

■内国為替取引に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単 位	手数料	備 考		
振 込	窓口利用	当 J A 自 店 舗 あ て	1 件	無料		
		当 J A 本 支 店 あ て	3万円未満	1件	220	
			3万円以上	1件	440	
		系 統 あ て	3万円未満	1件	220	
			3万円以上	1件	440	
		他行あて	電 信 扱 い	3万円未満	1件	550
	3万円以上			1件	770	
	A T M 利 用 電 信 扱 い	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料		
			系 統 あ て	3万円未満	1件	110
			3万円以上	1件	330	
		他 行 あ て	1万円未満	1件	330	
			1万円以上 3万円未満	1件	440	
	3万円以上	1件	660			
個人 J A ネット バンク J A バンク アンサーサービス	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料			
	系 統 あ て	3万円未満	1件	110		
		3万円以上	1件	220		
	他 行 あ て	3万円未満	1件	220		
3万円以上		1件	440			
法人 J A ネット バンク 振込手数料	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料			
	系 統 あ て	3万円未満	1件	110		
		3万円以上	1件	220		
	他 行 あ て	3万円未満	1件	220		
3万円以上		1件	440			
法人 J A ネット バンク 給与・賞与 振込手数料	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料			
	系 統 あ て	1 件	無料			
		他 行 あ て	1 件	無料		
送 金	系 統 あ て	1 件	440			
	他 行 あ て	普通扱い(送金小切手)	1 件	660		
代 金 取 立 (隔 地)	系 統 あ て	1 通	440			
	他 行 あ て	普 通 扱 い	1 通	770		
		至 急 扱 い	1 通	1,100		
そ の 他	送 金 ・ 振 込 の 組 戻 料	1 件	660	手数料を超える経費を要する場合には、その実費を徴収させていただきます。		
	不 渡 手 形 返 却 料 (隔 地 間)	1 通				
	取 立 手 形 組 戻 料 (隔 地 間)	1 通				
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料 (隔 地 間)	1 通	実費交通費 +660			
	離 島 回 金 料	—	無料			

- (注) 1. 系統とは、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。
 2. 一部現金でのお取扱いができるATMにおいて、10万円を超える現金でのお振込みはお取扱いできません。
 3. 先方の金融機関で該当口座が無いと判断された場合、返金されることがあります。その際には、当初の「振込手数料」は振込の手続きを行うための費用としていただいておりますので、返金いたしません。あらかじめご了承ください。
 4. 当JAの組織関連団体の本支店間振込の場合は免除になる場合がございます。

■ ATM (現金自動預け払い機) 利用に関するもの

(単位：円、消費税込)

キャッシュカードの種類	利用時間		手数料	
当JAの キャッシュカード	平日	8:00 ~ 21:00	無料	
	土曜日	8:00 ~ 21:00		
	日曜日・祝日	8:00 ~ 21:00		
県内・県外の JAバンクキャッシュカード	平日	8:00 ~ 21:00	無料	
	土曜日	8:00 ~ 21:00		
	日曜日・祝日	8:00 ~ 21:00		
全国のJFマリンバンク (漁協)のキャッシュカード	平日	支払 8:00 ~ 21:00	無料	
	土曜日	支払 8:00 ~ 21:00		
	日曜日・祝日	支払 8:00 ~ 21:00		
ゆうちょ銀行の キャッシュカード	平日	支払 8:45 ~ 18:00	110	
	土曜日	支払 9:00 ~ 14:00	110	
	上記以外	支払 上記以外	220	
三菱UFJの キャッシュカード	平日	支払	8:00 ~ 8:45	110
			8:45 ~ 18:00	無料
			18:00 ~ 19:00	110
	土曜日	支払	9:00 ~ 17:00	110
	日曜日・祝日	支払	9:00 ~ 17:00	110
上記を除く提携先の キャッシュカード	平日	支払	8:00 ~ 8:45	220
			8:45 ~ 18:00	110
			18:00 ~ 19:00	220
	土曜日	支払	9:00 ~ 17:00	220
	日曜日・祝日	支払	9:00 ~ 17:00	220
クレジットカードによるキャッシング	クレジットカードごとに異なります。カード会社を通じての請求となります。			

- (注) 1. ATMの稼働時間は店舗により異なります。
 2. 手数料は口座からの引き落としとなります。
 3. 祝日には振替休日を含み、12月31日・1月2日・1月3日は日曜日・祝日と同額の手数料がかかります。
 4. 金融機関により、表示したATM手数料が異なる場合があります。
 ご利用の金融機関でご確認下さい。
 5. 法人キャッシュカードは、当JA並びに県内JAのみ取り扱い出来ます。

■ JAネットバンク・アンサーサービス取引に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手数料種類	単位	手数料	備考
個人JAネットバンク利用料	1カ月	無料	
法人JAネットバンク利用料※1 照会・振込サービス(リアル系取引)	1カ月	1,100	
法人JAネットバンク利用料※1 データ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)	1カ月	無料	
JAバンクアンサーサービス利用料	1カ月	1,100	

※1 データ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替) ご利用の場合は、「紹介・振込サービス(リアル系取引)」の加入が必要となります。

■貸出業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		手数料		
貸出	融資取扱手数料	住宅ローン	新規実行	55,000
			条件変更等	5,500
		一般資金	新規実行	33,000
			条件変更等	16,500
	住宅ローン全額繰上償還手数料			55,000
	残高証明書（1通）	都度発行	550	
		定期発行	440	
		顧客指定様式	2,200	
英文証明書		2,200		
ローンカード再発行（1枚）			550	
融資証明書（1通）			5,500	
その他証明書（1通）			1,100	

■両替手数料

(単位：円、消費税込)

希望枚数（紙幣・硬貨の合計枚数）	手数料
1枚～ 500枚	550
501枚～ 1,000枚	1,100
1,001枚～ 1,500枚	1,650
1,501枚以上	2,200（500枚ごとに550円を加算します）

※両替枚数は、持参した紙幣・硬貨の合計枚数と、持ち帰る合計枚数のいずれか多い枚数といたします。

※窓口来店、外務訪問いずれの場合も対象といたします。

※口座入金後、当日直ちに現金する場合も対象といたします。

※現金による貯金の出金（実質的に両替となる）の際に金種を指定される場合の取扱いは、指定の紙幣・硬貨の合計枚数（ただし、100枚まで無料）^{注1}に応じて、両替と同額の手数料といたします。

※ただし、次の取扱いは無料です。

- ①記念硬貨への交換 ②汚損紙幣・硬貨の交換 ③新券（同一金種）への交換 ④当組合の正組合員世帯の方によるお取引（正組合員世帯であることの確認のため所定の本人確認を行うことといたします。） ⑤当JA関連組織団体^{注2}によるお取引

注1）口座入金後、当日現金する場合は1枚から上記両替手数料の対象といたします。

注2）当JA関連組織団体とは、当JAから助成金等を受けている団体を言います。

■校納金に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手数料種類	単位	手数料	備考
校納金振替	1 件	110	

■貸金庫取引に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単位	手数料	備考
手動型		1 年間	3,300	
自動型	第1種（小）	1 年間	11,000	
	第2種（中）	1 年間	13,200	
	第3種（大）	1 年間	16,500	

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
1. 信用事業資産	375,776,372	378,136,375	1. 信用事業負債	361,813,516	364,748,707
(1) 現金	1,616,881	1,473,778	(1) 貯金	360,285,010	362,483,017
(2) 預金	223,110,373	230,491,927	(2) その他の信用事業負債	1,528,506	2,265,690
系統	223,100,685	230,486,902	未払費用	52,161	33,884
系統外	9,687	5,024	その他の負債	1,476,345	2,231,805
(3) 有価証券	10,196,664	3,664,744	2. 共済事業負債	1,648,933	1,439,734
国債	9,252,226	3,664,744	(1) 共済資金	1,229,867	1,015,642
地方債	944,438	—	(2) 未経過共済付加収入	413,693	421,673
(4) 貸出金	141,172,099	142,732,133	(3) 共済未払費用	4,954	1,897
(5) その他の信用事業資産	205,374	189,348	(4) その他の共済事業負債	418	520
未収収益	177,941	156,029	3. 経済事業負債	55,152	65,913
その他の資産	27,433	33,318	(1) 経済事業未払金	51,763	63,846
(6) 貸倒引当金	△ 525,019	△ 415,556	(2) 経済受託債務	3,385	2,066
2. 共済事業資産	11,753	9,909	(3) その他の経済事業負債	3	—
(1) その他の共済事業資産	11,753	9,909	4. 雑負債	1,086,094	1,112,085
3. 経済事業資産	156,649	172,601	(1) 未払法人税等	149,495	91,955
(1) 経済事業未収金	80,472	97,269	(2) リース債務	16,505	8,135
(2) 棚卸資産	74,466	73,625	(3) 資産除去債務	—	—
購入品	65,697	67,445	(4) その他の負債	920,092	1,011,994
販売品	7,675	5,454	5. 諸引当金	1,531,635	1,449,999
その他の棚卸資産	1,093	724	(1) 賞与引当金	136,326	134,779
(3) その他の経済事業資産	1,710	1,706	(2) 退職給付引当金	1,354,925	1,279,069
4. 雑資産	508,457	467,397	(3) 役員退職慰労引当金	40,383	36,150
(1) 雑資産	508,457	480,037	6. 再評価に係る繰延税金負債	672,768	651,611
(2) 貸倒引当金	—	△ 12,640	負債の部合計	366,808,100	369,468,051
5. 固定資産	5,331,563	5,984,923	1. 組合員資本	33,326,460	33,779,598
(1) 有形固定資産	5,309,686	5,964,307	(1) 出資金	1,657,906	1,633,149
建物	4,504,288	4,884,942	(2) 資本準備金	7,387,616	7,387,616
機械装置	68,025	69,930	(3) 利益剰余金	24,289,241	24,767,224
土地	3,479,520	3,485,666	利益準備金	3,449,094	3,449,094
リース資産	39,663	37,542	その他利益剰余金	20,840,147	21,318,130
建設仮勘定	19,570	248,063	信用事業強化積立金	1,000,000	1,000,000
その他の有形固定資産	1,276,966	1,345,611	JAグループ組織整備積立金	500,000	500,000
減価償却累計額	△ 4,078,349	△ 4,107,450	情報化対策積立金	500,000	500,000
(2) 無形固定資産	21,877	20,616	経営基盤強化積立金	3,500,000	3,500,000
6. 外部出資	19,751,987	19,749,987	リスク管理積立金	1,000,000	1,000,000
(1) 外部出資	19,751,987	19,749,987	施設整備積立金	1,000,000	390,000
系統出資	19,451,824	19,451,824	災害対策積立金	300,000	300,000
系統外出資	245,110	243,110	退職年金対策積立金	500,000	500,000
子会社等出資	55,053	55,053	減損会計対応積立金	500,000	500,000
7. 繰延税金資産	431,933	437,167	特別積立金	9,320,000	9,320,000
			当期末処分剰余金	2,720,147	3,808,130
			(うち当期剰余金)	1,049,168	532,142
			(4) 処分未済持分	△ 8,303	△ 8,392
			2. 評価・換算差額等	1,834,157	1,710,712
			(1) その他有価証券評価差額金	86,052	17,941
			(2) 土地再評価差額金	1,748,104	1,692,770
			純資産の部合計	35,160,617	35,490,310
資産の部合計	401,968,717	404,958,362	負債及び純資産の部合計	401,968,717	404,958,362

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
1. 事業総利益	4,250,328	3,727,101	(10) 利用事業収益	14,694	14,148
事業収益	5,281,871	5,074,106	(11) 利用事業費用	6,373	5,699
事業費用	1,031,543	1,347,005	利用事業総利益	8,320	8,449
(1) 信用事業収益	3,245,276	3,037,816	(12) 資産管理事業収益	141,089	145,940
資金運用収益	3,118,209	2,935,895	(13) 資産管理事業費用	9,418	8,093
(うち預金利息)	1,459,551	1,364,269	資産管理事業総利益	131,671	137,846
(うち有価証券利息)	140,421	84,703	(14) 指導事業収入	2,647	4,120
(うち貸出金利息)	1,421,112	1,424,896	(15) 指導事業支出	65,118	54,384
(うちその他受入利息)	97,124	62,025	指導事業収支差額	△ 62,470	△ 50,264
役務取引等収益	76,769	71,636	2. 事業管理費	3,279,913	3,216,696
その他事業直接収益	11,712	—	(1) 人件費	2,589,377	2,521,298
その他経常収益	38,584	30,285	(2) 業務費	155,597	139,282
(2) 信用事業費用	100,379	440,326	(3) 諸税負担金	126,026	129,613
資金調達費用	76,778	51,647	(4) 施設費	366,566	370,446
(うち貯金利息)	67,991	40,697	(5) その他事業管理費	42,346	56,056
(うち給付補填金繰入)	1,865	1,446	事業利益	970,414	510,404
(うちその他支払利息)	6,921	9,503	3. 事業外収益	345,184	344,627
役務取引等費用	21,160	19,843	(1) 受取雑利息	952	748
その他事業直接費用	11,441	—	(2) 受取出資配当金	281,507	271,923
その他経常費用	△ 9,001	368,835	(3) 賃貸料	44,472	40,801
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 478,833	△ 109,463	(4) 貸倒引当金戻入益	223	—
信用事業総利益	3,144,896	2,597,490	(5) 雑収入	18,028	31,153
(3) 共済事業収益	1,005,731	973,723	4. 事業外費用	53,323	57,265
共済付加収入	920,859	900,166	(1) 支払雑利息	6,983	7,608
共済貸付金利息	6	—	(2) 賃貸貸契約解約損	27,272	—
共済奨励金	46,890	39,321	(3) 賃貸施設費用	17,522	10,310
その他の収益	37,975	34,234	(4) 寄付金	803	24,292
(4) 共済事業費用	43,164	35,646	(5) 貸倒引当金繰入	—	12,640
共済借入金利息	6	—	(6) 雑損	742	2,414
共済推進費	31,209	25,968	経常利益	1,262,275	797,766
その他の費用	11,948	9,677	5. 特別利益	2,868	460
共済事業総利益	962,567	938,076	(1) 固定資産処分益	211	—
(5) 購買事業収益	829,090	843,523	(2) その他の特別利益	2,656	—
購買品供給高	818,015	832,349	(3) 一般補助金	—	460
購買手数料	5,031	3,308	6. 特別損失	12,021	116,979
修理サービス料	1,385	1,417	(1) 固定資産処分損	545	2,112
その他の収益	4,658	6,447	(2) 固定資産圧縮損	—	460
(6) 購買事業費用	770,663	758,266	(3) 減損損失	2,937	114,406
購買品供給原価	740,109	749,767	(4) その他の特別損失	8,539	—
購買供給費	25,740	927	税引前当期利益	1,253,122	681,246
その他の費用	4,813	7,571	法人税・住民税及び事業税	207,401	147,618
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 292	—	過年度法人税等	—	1,835
購買事業総利益	58,427	85,256	法人税等調整額	△ 3,447	△ 349
(7) 販売事業収益	43,325	54,822	法人税等合計	203,953	149,103
販売品販売高	37,700	48,887	当期剰余金	1,049,168	532,142
販売手数料	4,380	4,730	当期首繰越剰余金	1,669,434	2,610,654
検査手数料	117	144	施設整備積立金取崩額	—	610,000
その他の収益	1,126	1,058	土地再評価差額金取崩額	1,544	55,333
(8) 販売事業費用	36,425	44,587	当期未処分剰余金	2,720,147	3,808,130
販売品販売原価	32,332	40,272			
その他の費用	4,093	4,315			
販売事業総利益	6,899	10,234			
(9) 保管事業収益	16	11			
保管事業総利益	16	11			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

令和元年度	令和2年度
<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>②時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p> <p>(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および金融部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、総合企画部企画課が検証を行</p>	<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>②時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p> <p>(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当</p>

令和元年度	令和2年度
<p>い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p>	<p>該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p> <p>7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(追加情報) 改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。</p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。</p> <p>なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。</p>
<p>II 表示方法の変更に関する注記</p> <p>1. 損益計算書の表示方法 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の</p>	<p>II 表示方法の変更に関する注記</p> <p>1. 会計上の見積りに関する注記 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計</p>

令和元年度	令和2年度
<p>内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。</p>	<p>基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当事業年度より固定資産の減損の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p>
<p>Ⅲ 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 資産に係る圧縮記帳額</p> <p>有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,341千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <p>機械装置 2,568千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 2,087千円</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として供託している国債40,000千円があります。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <p>子会社に対する金銭債権の総額 -千円 子会社に対する金銭債務の総額 142,400千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権</p> <p>理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は615,711千円です。</p> <p>5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳</p> <p>貸出金のうち破綻先債権額は42,652千円、延滞債権額は2,177,012千円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項</p>	<p>Ⅲ 会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 114,406千円</p> <p>② その他の情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p>Ⅳ 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 資産に係る圧縮記帳額</p> <p>有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,601千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <p>機械装置 3,028千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,887千円</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として供託している国債40,000千円があります。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <p>子会社に対する金銭債権の総額 -千円 子会社に対する金銭債務の総額 111,119千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権</p> <p>理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は920,093千円です。</p> <p>5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳</p> <p>貸出金のうち破綻先債権額は16,657千円、延滞債権額は2,050,078千円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項</p>	<p>Ⅳ 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 資産に係る圧縮記帳額</p> <p>有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,601千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <p>機械装置 3,028千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,887千円</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として供託している国債40,000千円があります。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <p>子会社に対する金銭債権の総額 -千円 子会社に対する金銭債務の総額 111,119千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権</p> <p>理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は920,093千円です。</p> <p>5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳</p> <p>貸出金のうち破綻先債権額は16,657千円、延滞債権額は2,050,078千円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項</p>

令和元年度	令和2年度																								
<p>第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,219,664千円です。</p> <p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,898千円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,116,633千円です。</p> <p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>																								
<p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年3月31日)</p> <p>(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 260,712千円</p> <p>(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>	<p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年3月31日)</p> <p>(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 134,683千円</p> <p>(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>																								
<p>IV 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子会社との取引高の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)子会社との取引による収益総額</td> <td>7,687千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>61千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>7,625千円</td> </tr> <tr> <td>(2)子会社との取引による費用総額</td> <td>45,483千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>24,003千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>21,480千円</td> </tr> </table> <p>2. 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p> <p>当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)</p>	(1)子会社との取引による収益総額	7,687千円	うち事業取引高	61千円	うち事業取引以外の取引高	7,625千円	(2)子会社との取引による費用総額	45,483千円	うち事業取引高	24,003千円	うち事業取引以外の取引高	21,480千円	<p>V 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子会社との取引高の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)子会社との取引による収益総額</td> <td>3,067千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>6千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>3,061千円</td> </tr> <tr> <td>(2)子会社との取引による費用総額</td> <td>3,591千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>11千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>3,580千円</td> </tr> </table> <p>2. 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p> <p>当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)</p>	(1)子会社との取引による収益総額	3,067千円	うち事業取引高	6千円	うち事業取引以外の取引高	3,061千円	(2)子会社との取引による費用総額	3,591千円	うち事業取引高	11千円	うち事業取引以外の取引高	3,580千円
(1)子会社との取引による収益総額	7,687千円																								
うち事業取引高	61千円																								
うち事業取引以外の取引高	7,625千円																								
(2)子会社との取引による費用総額	45,483千円																								
うち事業取引高	24,003千円																								
うち事業取引以外の取引高	21,480千円																								
(1)子会社との取引による収益総額	3,067千円																								
うち事業取引高	6千円																								
うち事業取引以外の取引高	3,061千円																								
(2)子会社との取引による費用総額	3,591千円																								
うち事業取引高	11千円																								
うち事業取引以外の取引高	3,580千円																								

令和元年度

については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
六 和 支 店	営業店舗	車両運搬具	
流山市江戸川台東	賃 貸	土 地	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

場 所	内 容
六 和 支 店	店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。
流山市江戸川台東	流山市役所に業務外固定資産として賃貸契約を締結しているため減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額
六 和 支 店	車 両 運 搬 具 802千円
流山市江戸川台東	土 地 2,134千円
合 計	土 地 2,134千円 車 両 運 搬 具 802千円 2,937千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
六 和 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

令和2年度

については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
稔 台 支 店	営業店舗	その他の有形固定資産	
神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産
流山市江戸川台東	賃 貸	土 地	業務外固定資産
旧 六 和 支 店	遊 休	土 地	業務外固定資産
旧 古 ヶ 崎 支 店	遊 休	土 地	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

場 所	内 容
稔 台 支 店	店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。
神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
流山市江戸川台東	業務外固定資産として賃貸契約を締結しているため減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。
旧 六 和 支 店	将来使用見込みの無い遊休資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧 古 ヶ 崎 支 店	将来使用見込みの無い遊休資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額
稔 台 支 店	その他の有形固定資産 512千円
神奈川県真鶴町	土 地 495千円
流山市江戸川台東	土 地 36,924千円
旧 六 和 支 店	土 地 42,027千円
旧 古 ヶ 崎 支 店	土 地 34,446千円
合 計	土 地 113,894千円 その他の有形固定資産 512千円 114,406千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
稔 台 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

令和元年度

流山市江戸川台東	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
----------	--

3. その他特別利益・特別損失の内訳

松戸南支店における不祥事件の発生に伴う実被害額2,000千円に対して、役員が報酬の一部を自主返納した金額2,656千円をその他特別利益として計上しています。

また、当組合が係争中の事案に対する弁護士費用として8,539千円をその他特別損失として計上しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し金融部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

令和2年度

神奈川県真鶴町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
流山市江戸川台東	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
旧六和支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
旧古ヶ崎支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

令和元年度	令和2年度
<p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が237,906千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、時価を把握することが極めて困難と認められ</p>	<p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が129,833千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、時価を把握することが極めて困難と認められ</p>

令和元年度

るものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	223,110,373	223,120,628	10,255
有価証券			
その他有価証券	10,196,664	10,196,664	—
貸出金(*1)	141,224,422		
貸倒引当金(*2)	△525,019		
貸倒引当金控除後	140,699,402	143,101,217	2,401,815
経済事業未収金	80,472	80,472	—
資産計	374,086,913	376,498,983	2,412,070
貯金	360,285,010	360,386,240	101,230
経済事業未払金	51,763	51,763	—
負債計	360,336,773	360,438,004	101,230

(*) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員福利厚生貸付金52,323千円を含めています。

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。なお、株式については保有していません。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳

令和2年度

るものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	230,491,927	230,494,517	2,590
有価証券			
その他有価証券	3,664,744	3,664,744	—
貸出金(*1)	142,773,053		
貸倒引当金(*2)	△415,556		
貸倒引当金控除後	142,357,497	144,538,942	2,181,444
経済事業未収金	97,269	97,269	—
資産計	376,611,438	378,795,473	2,184,035
貯金	362,483,017	362,537,771	54,753
経済事業未払金	63,846	63,846	—
負債計	362,546,864	362,601,617	54,753

(*) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員福利厚生貸付金40,919千円を含めています。

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。なお、株式については保有していません。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳

令和元年度

簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳簿価額によっています。

- (3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	19,751,987
合計	19,751,987

- (*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	223,110,373	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6,438,690	3,600,000	40,000	-	-	-
貸出金(*1,2)	248,779	7,655,497	7,420,148	7,027,708	6,973,651	110,456,047
経済事業未収金	80,472	-	-	-	-	-
合計	229,878,315	11,255,497	7,460,148	7,027,708	6,973,651	110,456,047

- (*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越239,562千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

- (*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,390,266千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	315,285,035	22,028,861	19,314,310	1,658,791	1,298,676	699,334
合計	315,285,035	22,028,861	19,314,310	1,658,791	1,298,676	699,334

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和2年度

簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳簿価額によっています。

- (3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	19,749,987
合計	19,749,987

- (*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	230,491,927	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	3,600,000	40,000	-	-	-	-
貸出金(*1,2,3)	407,827	7,833,645	7,459,855	7,284,519	7,041,931	111,514,117
経済事業未収金	97,269	-	-	-	-	-
合計	234,597,024	7,873,645	7,459,855	7,284,519	7,041,931	111,514,117

- (*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越199,347千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

- (*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,190,236千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (*3) 貸出金には、職員福利厚生貸付40,919千円を含めていません。

- (5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	324,577,997	19,603,183	15,387,640	1,418,647	1,084,076	411,472
合計	324,577,997	19,603,183	15,387,640	1,418,647	1,084,076	411,472

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和元年度

Ⅵ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	9,252,226	9,139,243	112,982
	地 方 債	994,438	938,464	5,973
	受 益 証 券	—	—	—
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	10,196,664	10,077,708	118,956
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		10,196,664	10,077,708	118,956

(*) なお、上記の差額から繰延税金負債32,903千円を差し引いた額86,052千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
受 益 証 券	41,736	11,712	—
投 資 証 券	23,084	—	11,441
合 計	64,820	11,712	11,441

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

令和2年度

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	3,664,744	3,639,941	24,802
	地 方 債	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	3,664,744	3,639,941	24,802
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		3,664,744	3,639,941	24,802

(*) なお、上記の差額から繰延税金負債6,860千円を差し引いた額17,941千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

外部出資の実質価額が帳簿価額に比べて著しく下落しており、回復する見込みがあると認められないため、1,999千円を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により、株式の実質価額（1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、回復可能性を考慮して評価差額を減損処理しています。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

令和元年度	令和2年度
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務 2,450,011千円	期首における退職給付債務 2,488,231千円
勤務費用 150,200千円	勤務費用 149,358千円
利息費用 一千円	利息費用 一千円
数理計算上の差異の発生額 △ 15,669千円	数理計算上の差異の発生額 10,477千円
退職給付の支払額 △ 96,310千円	退職給付の支払額 △ 209,830千円
期末における退職給付債務 2,488,231千円	期末における退職給付債務 2,438,237千円
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
期首における年金資産 1,377,453千円	期首における年金資産 1,425,200千円
期待運用収益 9,906千円	期待運用収益 10,230千円
数理計算上の差異の発生額 △ 44千円	数理計算上の差異の発生額 △ 141千円
退職共済制度への拠出金 95,874千円	退職共済制度への拠出金 95,597千円
退職給付の支払額 △ 57,990千円	退職給付の支払額 △ 110,064千円
期末における年金資産 1,425,200千円	期末における年金資産 1,420,823千円
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 2,488,231千円	退職給付債務 2,438,237千円
特定退職金共済制度 △ 1,425,200千円	特定退職金共済制度 △ 1,420,823千円
未積立退職給付債務 1,063,030千円	未積立退職給付債務 1,017,413千円
未認識数理計算上の差異 291,894千円	未認識数理計算上の差異 261,655千円
貸借対照表計上額純額 1,354,925千円	貸借対照表計上額純額 1,279,069千円
退職給付引当金 1,354,925千円	退職給付引当金 1,279,069千円
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用 150,200千円	勤務費用 149,358千円
期待運用収益 △ 9,906千円	期待運用収益 △ 10,230千円
数理計算上の差異の費用処理額 26,766千円	数理計算上の差異の費用処理額 △ 19,619千円
合計 167,059千円	合計 119,508千円
(注) 特定退職共済制度への拠出金95,875千円は「福利厚生費」で処理しています。	(注) 特定退職共済制度への拠出金95,597千円は「福利厚生費」で処理しています。
(6) 年金資産の主な内訳	(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
債券 66%	債券 63%
年金保険投資 25%	年金保険投資 26%
現金及び預金 4%	現金及び預金 6%
その他 5%	その他 5%
合計 100%	合計 100%
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.00%	割引率 0.00%
長期期待運用収益率 0.71%	長期期待運用収益率 0.71%
2. 特例業務負担金の将来見込額	2. 特例業務負担金の将来見込額
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,852千円を含めて計上しています。	人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,453千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、345,403千円となっています。	なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、322,878千円となっています。

令和元年度	令和2年度																																																																																																																		
<p>Ⅶ 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">20,402</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">374,772</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">11,170</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">37,708</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">5,609</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">12,381</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">83,968</td></tr> <tr><td>減損損失(土地)</td><td style="text-align: right;">49,045</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>1,076</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">596,133</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>△131,297</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td style="text-align: right;">464,836</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;"><u>△32,903</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td style="text-align: right;"><u>△32,903</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td style="text-align: right;">431,933</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">27.66%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">2.91</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△3.11</td></tr> <tr><td>事業分量配当</td><td style="text-align: right;">△1.33</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.58</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△10.41</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.02</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">16.28%</td></tr> </table> <p>Ⅷ その他の注記</p> <p>1. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,362</td> <td style="text-align: center;">159,511</td> <td style="text-align: center;">175,874</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務</p> <p>当組合は、松戸南支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センター及び六和・古ヶ崎支店統廃合に伴う新店舗用地に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p> <p>また、流山市中の倉庫について、千葉県が施行する流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地画整理事業により、移転の対象となっております。不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、千葉県流山区画整理事務</p>	繰延税金資産		貸倒引当金	20,402	退職給付引当金	374,772	役員退職慰労引当金	11,170	賞与引当金	37,708	未払費用	5,609	未払事業税	12,381	減損損失	83,968	減損損失(土地)	49,045	その他	<u>1,076</u>	繰延税金資産小計	596,133	評価性引当額	<u>△131,297</u>	繰延税金資産合計(A)	464,836	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	<u>△32,903</u>	繰延税金負債合計(B)	<u>△32,903</u>	繰延税金資産の純額(A)+(B)	431,933	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.91	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.11	事業分量配当	△1.33	住民税均等割等	0.58	評価性引当額の増減	△10.41	その他	△0.02	税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.28%	1年以内	1年超	合計	16,362	159,511	175,874	<p>Ⅷ 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">353,790</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">9,999</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">37,280</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">5,664</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">8,688</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">76,225</td></tr> <tr><td>減損損失(土地)</td><td style="text-align: right;">59,390</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>1,633</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">552,674</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>△108,646</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td style="text-align: right;">444,028</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;"><u>△6,860</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td style="text-align: right;"><u>△6,860</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td style="text-align: right;">437,167</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">27.66%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">4.19</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△5.52</td></tr> <tr><td>事業分量配当</td><td style="text-align: right;">△2.39</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">1.06</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△3.32</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.21</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">21.89%</td></tr> </table> <p>Ⅷ その他の注記</p> <p>1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記</p> <p>(1) オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,362</td> <td style="text-align: center;">143,148</td> <td style="text-align: center;">159,511</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記</p> <p>(1) 貸借対照表に計上していない資産除去債務</p> <p>当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p> <p>また、流山市中の倉庫について、千葉県が施行する流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地画整理事業により、移転の対象となっております。不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、千葉県流山区画整理事務</p>	繰延税金資産		退職給付引当金	353,790	役員退職慰労引当金	9,999	賞与引当金	37,280	未払費用	5,664	未払事業税	8,688	減損損失	76,225	減損損失(土地)	59,390	その他	<u>1,633</u>	繰延税金資産小計	552,674	評価性引当額	<u>△108,646</u>	繰延税金資産合計(A)	444,028	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	<u>△6,860</u>	繰延税金負債合計(B)	<u>△6,860</u>	繰延税金資産の純額(A)+(B)	437,167	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.19	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.52	事業分量配当	△2.39	住民税均等割等	1.06	評価性引当額の増減	△3.32	その他	0.21	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.89%	1年以内	1年超	合計	16,362	143,148	159,511
繰延税金資産																																																																																																																			
貸倒引当金	20,402																																																																																																																		
退職給付引当金	374,772																																																																																																																		
役員退職慰労引当金	11,170																																																																																																																		
賞与引当金	37,708																																																																																																																		
未払費用	5,609																																																																																																																		
未払事業税	12,381																																																																																																																		
減損損失	83,968																																																																																																																		
減損損失(土地)	49,045																																																																																																																		
その他	<u>1,076</u>																																																																																																																		
繰延税金資産小計	596,133																																																																																																																		
評価性引当額	<u>△131,297</u>																																																																																																																		
繰延税金資産合計(A)	464,836																																																																																																																		
繰延税金負債																																																																																																																			
その他有価証券評価差額金	<u>△32,903</u>																																																																																																																		
繰延税金負債合計(B)	<u>△32,903</u>																																																																																																																		
繰延税金資産の純額(A)+(B)	431,933																																																																																																																		
法定実効税率	27.66%																																																																																																																		
(調整)																																																																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.91																																																																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.11																																																																																																																		
事業分量配当	△1.33																																																																																																																		
住民税均等割等	0.58																																																																																																																		
評価性引当額の増減	△10.41																																																																																																																		
その他	△0.02																																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.28%																																																																																																																		
1年以内	1年超	合計																																																																																																																	
16,362	159,511	175,874																																																																																																																	
繰延税金資産																																																																																																																			
退職給付引当金	353,790																																																																																																																		
役員退職慰労引当金	9,999																																																																																																																		
賞与引当金	37,280																																																																																																																		
未払費用	5,664																																																																																																																		
未払事業税	8,688																																																																																																																		
減損損失	76,225																																																																																																																		
減損損失(土地)	59,390																																																																																																																		
その他	<u>1,633</u>																																																																																																																		
繰延税金資産小計	552,674																																																																																																																		
評価性引当額	<u>△108,646</u>																																																																																																																		
繰延税金資産合計(A)	444,028																																																																																																																		
繰延税金負債																																																																																																																			
その他有価証券評価差額金	<u>△6,860</u>																																																																																																																		
繰延税金負債合計(B)	<u>△6,860</u>																																																																																																																		
繰延税金資産の純額(A)+(B)	437,167																																																																																																																		
法定実効税率	27.66%																																																																																																																		
(調整)																																																																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.19																																																																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.52																																																																																																																		
事業分量配当	△2.39																																																																																																																		
住民税均等割等	1.06																																																																																																																		
評価性引当額の増減	△3.32																																																																																																																		
その他	0.21																																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.89%																																																																																																																		
1年以内	1年超	合計																																																																																																																	
16,362	143,148	159,511																																																																																																																	

令和元年度	令和2年度
<p>所より移転補償金として原状回復費用を含む金額を提示されていることから、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	<p>所より移転補償金として原状回復費用を含む金額を提示されていることから、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	2,720,147	3,808,130
2. 剰 余 金 処 分 額	109,492	717,343
1. 出 資 配 当 金	49,150	48,480
2. 事 業 分 量 配 当 金	60,342	58,863
3. 施 設 整 備 積 立 金	—	610,000
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	2,610,654	3,090,787

剰余金処分量の説明

令和元年度

- (1) 出資配当金は年3.0%の割合です。
- (2) 事業の利用分量に対する配当の基準は、定期貯金の年間平均残高1,000千円以上に対し0.05%の割合です。
- (3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。
- (4) 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額53,000,000円が含まれます。

<別表>

種 類	積立目的	積立基準	取崩基準	積立目標額	処分後残高
信用事業強化積立金	金融情勢の悪化に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	貸出先の信用悪化等に伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
J Aグループ組織整備積立金	J Aグループの組織整備に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの組織整備に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
情報化対策積立金	情報システムに対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	情報システムの開発及び既存システムの再構築のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
経営基盤強化積立金	J Aの事業及び経営の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	組合員サービスの充実、事業機能強化、経営改善に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	35億円	35億円
リスク管理積立金	J Aの経営に多大な影響を及ぼすリスクに備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	損害賠償等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
施設整備積立金	施設の取得及び既存施設の改修整備のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	施設の取得等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
災害対策積立金	J Aに多大な影響を及ぼす自然災害に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	自然災害により甚大な事態が発生し、復興のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	3億円	3億円
退職年金対策積立金	J Aグループの年金財政の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの年金財源に関して多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
減損会計対策積立金	減損会計適用による財務への影響に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	減損会計適用により多額の損失を計上したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円

令和2年度

- (1) 出資配当金は年3.0%の割合です。
- (2) 事業の利用分量に対する配当の基準は、定期貯金の年間平均残高1,000千円以上に対し0.05%の割合です。
- (3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。
- (4) 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額27,000,000円が含まれます。

<別表>

種 類	積立目的	積立基準	取崩基準	積立目標額	処分後残高
信用事業強化積立金	金融情勢の悪化に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	貸出先の信用悪化等に伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
J Aグループ組織整備積立金	J Aグループの組織整備に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの組織整備に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
情報化対策積立金	情報システムに対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	情報システムの開発及び既存システムの再構築のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
経営基盤強化積立金	J Aの事業及び経営の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	組合員サービスの充実、事業機能強化、経営改善に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	35億円	35億円
リスク管理積立金	J Aの経営に多大な影響を及ぼすリスクに備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	損害賠償等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
施設整備積立金	施設の取得及び既存施設の改修整備のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	施設の取得等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
災害対策積立金	J Aに多大な影響を及ぼす自然災害に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	自然災害により甚大な事態が発生し、復興のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	3億円	3億円
退職年金対策積立金	J Aグループの年金財政の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの年金財源に関して多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
減損会計対策積立金	減損会計適用による財務への影響に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	減損会計適用により多額の損失を計上したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円

5. 部門別損益計算書

(令和元年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活・その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	5,281,871	3,245,276	1,005,731	723,117	306,119	1,627	
事業費用②	1,031,543	100,379	43,164	679,799	152,603	55,596	
事業総利益③ (①-②)	4,250,328	3,144,896	962,567	43,317	153,515	△53,968	
事業管理費④	3,279,913	1,980,971	610,352	342,958	262,508	83,122	
（うち減価償却費⑤）	(152,099)	(89,519)	(19,532)	(28,312)	(11,481)	(3,253)	
（うち人件費⑤）	(2,589,377)	(1,563,877)	(506,169)	(238,067)	(214,563)	(66,698)	
※うち共通管理費⑥		810,220	218,668	162,565	87,415	25,833	△1,304,702
（うち減価償却費⑦）		(65,405)	(17,652)	(13,123)	(7,056)	(2,085)	(△105,323)
（うち人件費⑦）		(451,696)	(121,907)	(90,630)	(48,733)	(14,401)	(△727,370)
事業利益⑧ (③-④)	970,414	1,163,925	352,214	△299,641	△108,993	△137,090	
事業外収益⑨	344,961	210,610	56,841	48,071	22,723	6,715	
※うち共通分⑩		210,610	56,841	42,257	22,722	6,715	△339,147
事業外費用⑪	53,100	33,035	8,872	6,596	3,547	1,048	
※うち共通分⑫		32,876	8,872	6,596	3,547	1,048	△52,940
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,262,275	1,341,500	400,183	△258,166	△89,817	△131,423	
特別利益⑭	2,868	1,782	480	356	191	56	
※うち共通分⑮		1,778	480	356	191	56	△2,864
特別損失⑯	12,021	7,958	1,796	1,335	718	212	
※うち共通分⑰		6,657	1,796	1,335	718	212	△10,721
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,253,122	1,335,324	398,866	△259,145	△90,343	△131,579	
営農指導事業分配賦額⑲		93,039	32,223	1,250	5,065	△131,579	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	1,253,122	1,242,284	366,642	△260,395	△95,409		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人数割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

各事業総利益割の過去3か年の平均値

2. 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活・その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	62.10%	16.76%	12.46%	6.70%	1.98%	100.00%
営農指導事業	70.71%	24.49%	0.95%	3.85%		100.00%

(令和2年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活・その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	5,074,106	3,037,816	973,723	777,182	282,104	3,280	
事業費用②	1,347,005	440,326	35,646	700,474	122,454	48,104	
事業総利益③ (①-②)	3,727,101	2,597,490	938,076	76,708	159,649	△44,823	
事業管理費④	3,216,696	1,875,380	590,424	408,633	267,318	74,939	
（うち減価償却費⑤）	(154,166)	(83,243)	(19,812)	(37,292)	(11,427)	(2,390)	
（うち人件費⑤'）	(2,521,298)	(1,481,501)	(487,688)	(269,049)	(220,023)	(63,034)	
※うち共通管理費⑥		736,999	210,517	208,375	85,668	18,267	△1,259,828
（うち減価償却費⑦）		(65,213)	(18,627)	(18,438)	(7,580)	(1,616)	(△111,476)
（うち人件費⑦'）		(395,224)	(112,892)	(111,743)	(45,940)	(9,796)	(△675,598)
事業利益⑧ (③-④)	510,404	722,109	347,651	△331,924	△107,669	△119,763	
事業外収益⑨	344,627	188,307	53,788	75,976	21,888	4,667	
※うち共通分⑩		188,306	53,788	53,240	21,888	4,667	△321,891
事業外費用⑪	57,265	33,500	9,569	9,471	3,894	830	
※うち共通分⑫		33,500	9,569	9,471	3,894	830	△57,265
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	797,766	876,916	391,870	△265,420	△89,674	△115,926	
特別利益⑭	460	0	0	460	0	0	
※うち共通分⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失⑯	116,979	68,229	19,330	19,874	7,866	1,677	
※うち共通分⑰		67,675	19,330	19,134	7,866	1,677	△115,684
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	681,246	808,687	372,539	△284,835	△97,541	△117,603	
営農指導事業分配賦額⑲		83,392	28,166	1,105	4,939	△117,603	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	681,246	725,294	344,373	△285,940	△102,480		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分。

(注)

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人数割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
 - 営農指導事業
各事業総利益割の過去3か年の平均値
- 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活・その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	58.50%	16.71%	16.54%	6.80%	1.45%	100.00%
営農指導事業	70.91%	23.95%	0.94%	4.20%		100.00%

6. 会計監査人の監査

令和元年度および令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益(事業収益)	5,663	5,572	5,477	5,281	5,074
信用事業収益	3,592	3,422	3,369	3,245	3,037
共済事業収益	1,051	1,080	1,037	1,005	973
農業関連事業収益	725	715	701	723	777
生活その他事業収益	292	348	368	306	282
営農指導事業収益	2	4	1	1	3
経常利益	901	735	804	1,262	797
当期剰余金	651	257	511	1,049	532
出資金	1,694	1,682	1,665	1,657	1,633
(出資口数)	(1,694,640)	(1,682,969)	(1,665,365)	(1,657,906)	(1,633,149)
純資産額	34,049	34,047	34,344	35,160	35,490
総資産額	392,105	404,826	406,508	401,968	404,958
貯金等残高	351,181	363,577	364,805	360,285	362,483
貸出金残高	133,677	140,104	139,898	141,172	142,732
有価証券残高	14,063	12,684	12,549	10,196	3,664
剰余金配当金額	118	96	86	109	107
出資配当額	58	58	49	49	48
事業利用分量配当額	60	37	37	60	58
職員数	344	350	345	346	342
単体自己資本比率	18.20	17.78	17.53	17.66	17.54

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資金運用収支	3,041	2,884	△ 157
役務取引等収支	55	51	△ 3
その他信用事業収支	47	△ 338	△ 386
信用事業粗利益	3,144	2,597	△ 547
(信用事業粗利益率)	(0.831)	(0.689)	(△0.142)
事業粗利益	4,461	4,317	△ 523
(事業粗利益率)	(1.103)	(1.070)	(△0.033)
事業純益		1,100	
実質事業純益		1,100	
コア事業純益		1,100	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		1,100	

- (注) 1. 信用事業粗利益率 = 信用事業総利益 ÷ 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 事業粗利益率 = 事業総利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	373,456	3,021	0.809	375,074	2,873	0.766
うち預 金	220,854	1,459	0.660	225,120	1,364	0.606
うち貸 出 金	140,678	1,421	1.010	142,483	1,424	1.000
うち有 価 証 券	11,923	140	1.179	7,470	84	1.133
資 金 調 達 勘 定	362,183	76	0.021	363,706	51	0.014
うち貯金・定期積金	361,181	69	0.019	362,168	42	0.011
うち貸付留保金	1,002	6	0.690	1,538	9	0.617
総 資 金 利 ざ や			0.464			0.439

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 経費率=信用部門の事業管理費÷資金調達勘定平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの貯金奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△ 127	△ 182
うち預 金	107	△ 130
うち貸 出 金	△ 231	3
うち有 価 証 券	△ 3	△ 55
支 払 利 息	△ 57	△ 25
うち貯金・定期積金	△ 55	△ 27
うち貸付留保金	△ 2	2
差 引	△ 69	△ 157

- (注) 1. 増減額は、前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、中金からの貯金奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
流 動 性 貯 金	137,562 (38.1)	148,455 (41.0)	10,892
定 期 性 貯 金	223,264 (61.8)	213,374 (58.9)	△ 9,889
そ の 他 の 貯 金	354 (0.1)	338 (0.1)	△ 15
計	361,181 (100.0)	362,168 (100.0)	986
譲 渡 性 貯 金	— (—)	— (—)	—
合 計	361,181 (100.0)	362,168 (100.0)	986

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
定 期 貯 金	206,776 (100.0)	197,657 (100.0)	△ 9,119
うち固 定 金 利 定 期	206,757 (100.0)	197,616 (100.0)	△ 9,140
うち変 動 金 利 定 期	19 (0.0)	40 (0.0)	21

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手 形 貸 付	75	89	14
証 書 貸 付	132,649	134,492	1,843
金 融 機 関 貸 付	7,693	7,693	—
当 座 貸 越	260	208	△ 51
割 引 手 形	—	—	—
合 計	140,678	142,483	1,805

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	86,343 (61.3)	85,346 (59.9)	△ 997
変 動 金 利 貸 出	54,588 (38.7)	57,186 (40.1)	2,598
合 計	140,932 (100.0)	142,532 (100.0)	1,600

- (注) 1. 当座貸越を除いて表示しています。
 2. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	1,694	1,347	△ 347
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	92,092	89,315	△ 2,777
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	93,786	90,662	△ 3,124
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	19,423	21,253	1,830
そ の 他 保 証	27,963	30,817	2,854
計	47,386	52,070	4,684
信 用	—	—	—
合 計	141,172	142,732	1,560

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
設 備 資 金	130,151 (92.2)	131,975 (92.5)	1,824
運 転 資 金	11,020 (7.8)	10,756 (7.5)	△ 263
合 計	141,172 (100.0)	142,732 (100.0)	1,560

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	12,717 (9.0)	10,835 (7.6)	△ 1,882
製 造 業	4,653 (3.3)	5,250 (3.7)	596
鉱 業	135 (0.1)	156 (0.1)	20
建 設 業	5,138 (3.6)	5,213 (3.7)	75
不 動 産 業	69,645 (49.3)	67,901 (47.6)	△ 1,743
電気・ガス・熱供給水道業	563 (0.4)	694 (0.5)	130
運 輸 ・ 通 信 業	4,818 (3.4)	5,546 (3.9)	728
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	3,693 (2.6)	4,461 (3.1)	768
サ ー ビ ス 業	12,714 (9.0)	14,138 (9.9)	1,423
金 融 ・ 保 険 業	9,058 (6.4)	9,151 (6.4)	92
地 方 公 共 団 体	7,623 (5.4)	7,610 (5.3)	△ 12
そ の 他	10,410 (7.4)	11,772 (8.2)	1,362
合 計	141,172 (100.0)	142,732 (100.0)	1,560

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
穀 作	25	26	0
野 菜 ・ 園 芸	135	124	△ 11
果 樹 ・ 樹 園 農 業	34	30	△ 4
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	70	65	△ 5
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	267	247	△ 19

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	110	112	2
農業制度資金	156	135	△ 21
農業近代化資金	19	15	△ 3
その他制度資金	137	119	△ 18
合 計	267	247	△ 19

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	42	16	△ 25
延滞債権額	2,177	2,050	△ 126
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	49	49
合 計	2,219	2,116	△ 103

- (注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額		
			担保・保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	元年度	208	144	63	208
	2年度	143	131	12	143
危険債権	元年度	2,012	1,518	447	1,966
	2年度	1,923	1,488	389	1,878
要管理債権	元年度	0	0	0	0
	2年度	49	0	0	0
小計	元年度	2,221	1,663	510	2,174
	2年度	2,116	1,669	401	2,071
正常債権	元年度	138,986			
	2年度	140,653			
合計	元年度	141,207			
	2年度	142,770			

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ②危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
- ③要管理債権
3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- ④正常債権
上記以外の債権

⑩ 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

< 開示基準別の債権の分類・保全状況図 >

対象債権	< 自己査定債務者区分 >		< 金融再生法債権区分 >		< リスク管理債権 >	
	信用事業総与信 貸出金	信用事業 以外の 与信 その他の 債権	信用事業総与信 貸出金	信用事業 以外の 与信 その他の 債権	信用事業総与信 貸出金	信用事業 以外の 与信 その他の 債権
	破綻先		破産更正債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権	
	実質破綻先				延滞債権	
	破綻懸念先		危険債権		3か月以上延滞債権	
要注意先	要管理先		要管理債権		貸出条件緩和債権	
	その他要注意先					
	正常先		正常債権			

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度				令和2年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	456	14	—	456	14	14	26	—	14	26
個別貸倒引当金	547	510	—	547	510	510	401	—	510	401
合 計	1,004	525	—	1,004	525	525	428	—	525	428

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和元年度		令和2年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	4,574	18,084	4,344	18,929
	金額	6,228	6,880	5,219	8,083
代金取立為替	件数	—	2	—	4
	金額	—	0	—	1
雑 為 替	件数	102	53	112	48
	金額	61	56	79	62
合 計	件数	4,676	18,139	4,456	18,981
	金額	6,290	6,937	5,299	8,148

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	10,616	6,999	△ 3,617
地 方 債	1,243	470	△ 772
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	63	—	△ 63
合 計	11,923	7,470	△ 4,453

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和元年度								
国 債	5,544	3,708	—	—	—	—	—	9,252
地 方 債	944	—	—	—	—	—	—	944
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度								
国 債	3,624	40	—	—	—	—	—	3,664
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	10,196	10,077	118	3,664	3,639	24
	国債	9,252	9,139	112	3,664	3,639	24
	地方債	944	938	5	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	10,196	10,077	118	3,664	3,639	24
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	合 計	10,196	10,077	118	3,664	3,639	24

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引(法定)

該当する取引はありません。

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	4,967	133,431	5,657	130,296
	定期生命共済	227	853	301	1,137
	養老生命共済	778	50,685	792	44,889
	うちこども共済	322	15,170	295	14,239
	医療共済	116	5,822	—	5,194
	がん共済	—	193	—	190
	定期医療共済	—	829	—	774
	介護共済	218	4,908	444	5,118
	年金共済	—	146	—	113
建物更正共済	91,426	447,831	75,035	450,855	
合 計	97,733	644,701	82,232	638,570	

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	1	26	0	26
がん共済	0	6	0	6
定期医療共済	—	1	—	1
合 計	1	34	1	34

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	258	6,622	514	6,775
生活障害共済(一時金型)	36	120	131	178
生活障害共済(定期年金型)	4	18	9	26
特定重度疾病共済	—	—	142	142

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活傷害共済は生活傷害共済金額または生活傷害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	648	2,745	500	3,112
年金開始後		3,060		2,902
合 計	648	5,806	500	6,014

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	28,665	29	28,793	30
自動車共済		254		255
傷害共済	18,176	1	797	1
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	10	0	8	0
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		33		30
合 計		319		319

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
 2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥料	150,416	17,172	148,645	17,441
農薬	116,559	12,017	116,499	11,940
飼料	1,898	123	1,741	126
農業機械	57,565	6,244	80,726	9,169
石油類	40,841	2,751	38,797	4,417
保温資材	5,897	348	6,226	370
包装運搬資材	116,964	5,903	121,818	6,802
その他	182,598	13,436	197,715	14,597
合 計	672,742	57,997	712,170	64,867

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	販売品取扱高	手数料	販売品取扱高	手数料
米	—	—	—	—
野菜	1,131,908	3,767	1,189,471	4,196
果実	171,498	525	147,655	520
花き・花木	2,707	87	3,929	13
合 計	1,306,113	4,380	1,341,056	4,730

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	33,258	4,923	45,065	8,233
野菜	4,441	444	3,822	382
合 計	37,700	5,367	48,887	8,615

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
収 益	16	11
費 用	—	—

(5) 利用事業(農業関連)取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
園芸施設	収 益	—
	費 用	—
	差 引	—
直 売 所	収 益	520
	費 用	220
	差 引	300
店 頭 販 売	収 益	1,058
	費 用	125
	差 引	932
機 械	収 益	1,621
	費 用	770
	差 引	850

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
食 品	112,965	17,076	99,032	15,556
衣 料 品	2,003	326	2,401	392
耐 久 消 費 財	1,370	163	425	50
日 用 保 健 雑 貨	535	92	686	106
家 庭 燃 料	—	—	—	—
そ の 他	28,397	2,250	17,634	1,608
合 計	145,272	19,908	120,179	17,714

(2) 利用事業(生活その他)取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度
精 米 機	収 益	11,494
	費 用	5,257
	差 引	6,237
そ の 他	収 益	—
	費 用	—
	差 引	—

(3) 資産管理事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和元年度	令和2年度
収 益		141,089	145,940
費 用		9,418	8,093

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和元年度	令和2年度
収 入	実 費 収 入	2,647	4,120
	合 計	2,647	4,120
支 出	営 農 改 善 費	10,448	8,877
	生 活 改 善 費	397	47
	組 織 強 化 費	44,109	36,131
	農 政 活 動 費	5,442	5,924
	教 育 情 報 費	690	91
	健 康 活 動 費	4,029	3,313
	指 導 雑 費	—	—
	合 計	65,118	54,384

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.312	0.197	△ 0.115
資本経常利益率	3.632	2.258	△ 1.374
総資産当期純利益率	0.259	0.131	△ 0.128
資本当期純利益率	3.018	1.506	△ 1.512

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和元年度	令和2年度	増 減
貯 貸 率	期 末	39.18	39.37	0.19
	期 中 平 均	38.94	39.34	0.40
貯 証 率	期 末	2.83	1.01	△ 1.82
	期 中 平 均	3.30	2.06	△ 1.24

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和元年度	令和2年度
信用事業	貯 金 残 高	1,041,286	1,059,891
	貸 出 金 残 高	408,011	417,345
共済事業	長 期 共 済 保 有 高	1,863,300	1,867,164
経済事業	購 買 品 供 給 高	2,364	2,433
	販 売 品 取 扱 高	3,883	4,064

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和元年度	令和2年度
貯 金 残 高		21,193,235	24,165,534
貸 出 金 残 高		8,304,241	9,515,475
長 期 共 済 保 有 高		37,923,639	42,571,341
購 買 品 供 給 高		48,118	55,489
販 売 品 取 扱 高		79,047	92,662

(注) 店舗数は支店数 (15) を対象として算出しています。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	33,672	33,216
うち、出資金及び資本準備金の額	9,020	9,045
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	24,767	24,289
うち、外部流出予定額(△)	107	109
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	△ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13	14
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	316	435
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,002	33,667
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	21
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20	21
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	33,981	33,645
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	185,314	181,911
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,344	2,420
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	2,344	2,420
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,375	8,569
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	193,690	190,481
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.54%	17.66%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,616	0	0	1,473	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,153	0	0	3,643	0	0
外国の中央政府および中央銀行向け						
国際決済銀行向け						
我が国の地方公共団体向け	8,564	0	0	7,610	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	222,767	44,553	1,782	228,609	45,721	1,828
法人等向け	2,285	2,275	91	3,695	3,688	147
中小企業等向け及び個人向け	4,053	2,412	96	6,459	4,310	172
抵当権付住宅ローン	63,874	21,803	872	63,430	21,669	866
不動産取得等事業向け	26,391	25,360	1,014	25,165	24,297	971
三月以上延滞等	1,434	1,156	46	1,232	1,047	41
取立未済手形	24	4	0	26	5	0
信用保証協会等による保証付	19,433	1,932	77	21,263	2,116	84
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						
出資等	375	375	15	373	373	14
(うち出資等のエクスポージャー)	375	375	15	373	373	14
(うち重要な出資のエクスポージャー)						
上記以外	39,524	79,615	3,184	39,562	79,740	3,189
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	27,069	67,674	2,706	27,069	67,674	2,706
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャー)	12,454	11,940	477	12,492	12,065	482
証券化						
(うちS T C 要件適用分)						
(うち非S T C 要件適用分)						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
(うちルックスルー方式)						
(うちマンドート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		2,420	96		2,344	93
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)						
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	399,500	181,911	7,276	402,546	185,314	7,412
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	0	0	—	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	399,500	181,911	7,276	402,546	185,314	7,412
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	8,569		342	8,375		335
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	190,481		7,619	193,690		7,747

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれています。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和元年度				令和2年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,237	1,237	—	—	1,170	1,170	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	230,485	7,693	—	—	236,329	7,693	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	258	258	—	—	250	250	—	—
	日本国政府・地方公共団体	17,718	7,623	10,094	—	11,254	7,610	3,643	—
上記以外	20,027	276	—	—	20,001	252	—	—	
個人	124,170	124,170	—	1,434	125,835	125,835	—	1,232	
その他	5,601	—	—	—	7,704	—	—	—	
業種別残高計		399,500	141,259	10,094	1,434	402,546	142,812	3,643	1,232
1年以下		228,087	306	6,450	—	231,219	353	3,603	—
1年超3年以下		5,613	1,969	3,644	—	1,571	1,531	40	—
3年超5年以下		2,227	2,227	—	—	2,219	2,219	—	—
5年超7年以下		3,390	3,390	—	—	8,469	8,469	—	—
7年超10年以下		11,547	11,547	—	—	6,116	6,116	—	—
10年超		120,171	120,171	—	—	122,744	122,744	—	—
期限の定めのないもの		28,461	1,646	—	—	30,206	1,377	—	—
残存期間別残高計		399,500	141,259	10,094	—	402,546	142,812	3,643	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和元年度				令和2年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	456	14	—	456	14	14	26	—	14	26
個別貸倒引当金	547	510	—	547	510	510	401	—	510	401
合 計	1,004	525	—	1,004	525	525	428	—	525	428

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：百万円)

区 分	令和元年度						令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	547	510	—	547	510	—	510	401	—	510	401	—
業種別計	547	510	—	547	510	—	510	401	—	510	401	—

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		格付なし	計	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウエイト 0%	23,365	23,365	16,306	16,306
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	19,328	19,328	21,163	21,163
	リスク・ウエイト 20%	222,792	222,792	228,636	228,636
	リスク・ウエイト 35%	62,294	62,294	61,911	61,911
	リスク・ウエイト 50%	89	89	40	40
	リスク・ウエイト 75%	3,216	3,216	5,721	5,721
	リスク・ウエイト 100%	43,364	43,364	43,687	43,687
	リスク・ウエイト 150%	398	398	353	353
	リスク・ウエイト 250%	27,069	27,069	27,069	27,069
その他	—	—	—	—	
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	
合計	401,920	401,920	404,891	404,891	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	61	—	26	38
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	48	—	10	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	11	—	3	1
合 計	120	—	40	40

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資

環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,751	19,751	19,749	19,749
合計	19,751	19,751	19,749	19,749

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用に係るリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当J Aは、金利スワップや金利オプション等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貸出金の変動によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,052	1,745	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1	1
3	スティープ化	1,110	1,639		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	18	87		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,110	1,745	1	1
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	33,981		33,645	

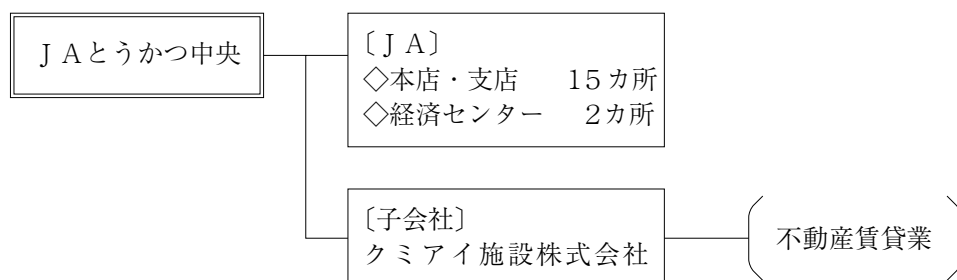
Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aとうかつ中央のグループは、当 J A 及び、連結子会社のクミアイ施設株式会社で構成されています。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当 J A の議決権比率
クミアイ施設株式会社	松戸市馬橋 1939-1	不動産賃貸業	昭和48年 3月13日	15,000	100.00

(3) 連結事業概況（令和2年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和2年度の当 J A の連結決算の内容は、連結経常収益808百万円、連結当期剰余金541百万円、連結純資産36,050百万円、連結総資産405,147百万円で、連結自己資本比率は17.72%となりました。

② 連結子会社の事業概況

クミアイ施設株式会社

令和2年度の売上高は32百万円、当期利益は8百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
連結経常収益 (事業収益)	5,701	5,609	5,512	5,309	5,074
信用事業収益	3,591	3,421	3,369	3,245	3,037
共済事業収益	1,051	1,080	1,037	1,005	973
農業関連事業収益	725	715	701	723	777
その他事業収益	332	391	404	335	285
連結経常利益	954	786	854	1,317	808
連結当期剰余金	687	269	551	1,088	541
連結純資産額	33,995	34,129	34,847	35,734	36,050
連結総資産額	392,388	405,035	406,593	402,129	405,147
連結自己資本比率	18.31	17.92	17.68	17.83	17.72

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
1. 信用事業資産	375,776,758	378,136,375	1. 信用事業負債	361,671,113	364,637,587
(1) 現金及び預金	224,727,640	231,965,705	(1) 貯 金	360,142,609	362,371,897
現金	1,616,881	1,473,778	(2) その他の信用事業負債	1,528,504	2,265,689
預 金	223,110,758	230,491,927	2. 共済事業負債	1,648,933	1,439,734
(2) 有価証券	10,196,664	3,664,744	(1) 共済借入金	—	—
(3) 貸出金	141,172,099	142,732,133	(2) 共済資金	1,229,867	1,015,642
(4) その他の信用事業資産	205,374	189,348	(3) その他の共済事業負債	419,065	424,091
(5) 貸倒引当金	△ 525,019	△ 415,556	3. 経済事業負債	55,152	65,913
2. 共済事業資産	11,753	9,909	(1) 経済未払金	51,763	63,846
(1) 共済貸付金	—	—	(2) その他の経済事業負債	3,388	2,066
(2) その他の共済事業資産	11,753	9,909	4. 雑 負 債	1,107,112	1,112,342
3. 経済事業資産	156,649	172,601	5. 諸 引 当 金	1,240,404	1,188,844
(1) 経済事業未収金	80,472	97,269	(1) 賞与引当金	136,340	134,779
(2) 棚卸資産	74,466	73,625	(2) 退職給付に係る負債	1,063,030	1,017,413
(3) その他の経済事業資産	1,710	1,706	(3) 役員退職慰労引当金	41,033	36,650
(4) 貸倒引当金	—	—	6. 再評価に係る繰延税金負債	672,768	651,611
4. 雑 資 産	507,256	482,100	負債の部合計	366,395,485	369,096,033
5. 固定資産	5,626,196	6,284,998	1. 組合員資本	33,688,896	34,151,003
(1) 有形固定資産	5,604,243	6,264,306	(1) 出 資 金	1,657,906	1,633,149
建 物	4,967,100	5,348,746	(2) 資本剰余金	7,387,616	7,387,616
機 械 装 置	68,025	69,930	(3) 利益剰余金	24,651,877	25,138,830
土 地	3,640,124	3,646,269	(4) 処分未済持分	△ 8,303	△ 8,392
リース資産	39,663	37,542	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 200	△ 200
建物仮勘定	19,570	248,063	2. 評価・換算差額等	2,045,284	1,899,993
その他の有形固定資産	1,313,500	1,394,145	(1) その他有価証券評価差額金	86,052	17,941
減価償却累計額	△ 4,443,740	△ 4,480,391	(2) 土地再評価差額金	1,748,104	1,692,770
(2) 無形固定資産	21,952	20,691	(3) 退職給付に係る調整累計額	211,127	189,281
6. 外部出資	19,696,934	19,694,934			
7. 繰延税金資産	354,117	366,111	純資産の部合計	35,734,181	36,050,997
資産の部合計	402,129,666	405,147,031	負債及び純資産の部合計	402,129,666	405,147,031

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
1. 事業総利益	4,298,091	3,752,357			
(1) 信用事業収益	3,245,031	3,037,816	(9) その他事業収益	186,531	193,487
資金運用収益	3,117,964	2,935,895	(10) その他事業費用	84,987	72,196
(うち預金利息)	1,459,551	1,364,269	(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
(うち有価証券利息配当金)	140,421	84,703	その他事業総利益	101,543	121,290
(うち貸出金利息)	1,420,868	1,424,896			
(うちその他受入利息)	97,124	62,025			
役員取引等収益	76,769	71,636			
その他事業直接収益	11,712	—			
その他経常収益	38,584	30,285	2. 事業管理費	3,295,943	3,228,629
(2) 信用事業費用	100,377	440,317	(1) 人件費	2,607,034	2,524,409
資金調達費用	76,776	51,638	(2) 業務費	156,733	139,903
(うち貯金利息)	67,989	40,688	(3) 諸税負担金	130,410	132,661
(うち給付補填備金繰入)	1,865	1,446	(4) 施設費	359,358	375,332
(うちその他支払利息)	6,921	9,503	(5) その他事業管理費	42,406	56,322
役員取引等費用	21,160	19,843			
その他事業直接費用	11,441	—	事業利益	1,002,147	523,727
その他経常費用	△ 9,001	368,835			
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 478,833	△ 109,463	3. 事業外収益	341,641	341,837
信用事業総利益	3,144,653	2,597,498	(1) 受取雑利息	954,788	760
(3) 共済事業収益	1,005,731	973,723	(2) 受取出資配当金	281,507	271,923
共済付加収入	920,859	900,166	(3) 貸貸料	40,474	37,764
共済貸付金利息	6	—	(4) 貸倒引当金戻入益	223	—
共済奨励金	46,890	39,321	(5) 雑収入	18,480	31,389
その他の収益	37,975	34,234	4. 事業外費用	26,051	57,265
(4) 共済事業費用	43,164	35,646	(1) 支払雑利息	6,983	7,608
共済借入金利息	6	—	(2) 外部出資等損失引当金繰入	—	12,640
共済推進費	31,209	25,968	(3) 賃貸施設に係る租税公課等	17,522	10,310
共済保全費	—	—	(4) 寄付金	803	24,292
その他の費用	11,948	9,677	(5) 雑損失	742	2,414
共済事業総利益	962,567	938,076	経常利益	1,317,737	808,299
(5) 購買事業収益	829,090	843,523	5. 特別利益	5,873	709
購買品供給高	818,015	832,349	(1) 固定資産処分益	3,216	—
購買手数料	5,031	3,308	(2) 一般補助金	—	460
修理サービス料	1,385	1,417	(3) その他の特別利益	2,656	—
その他の収益	4,658	6,447	(4) 役員退職慰労引当金戻入	—	249
(6) 購買事業費用	746,663	758,266	6. 特別損失	11,204	115,987
購買品供給原価	740,109	749,767	(1) 固定資産処分損	545	2,112
購買供給費	1,740	927	(2) 固定資産圧縮損	—	460
その他の費用	4,813	7,571	(3) 減損損失	1,892	113,414
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 292	—	(4) その他の特別損失	8,766	—
購買事業総利益	82,427	85,256	税金等調整前当期利益	1,312,406	693,021
(7) 販売事業収益	43,325	54,822	法人税・住民税及び事業税	228,655	148,796
販売品販売高	37,700	48,887	過年度法人税等追徴税額	—	1,835
販売手数料	4,380	4,730	過年度法人税等還付税額	—	—
その他の収益	1,244	1,203	法人税等調整額	△ 4,535	1,284
(8) 販売事業費用	36,425	44,587	法人税等合計	224,119	151,916
販売品販売原価	32,332	40,272			
その他の費用	4,093	4,315	当期剰余金	1,088,286	541,105
販売事業総利益	6,899	10,234			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日		自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期利益	1,312,406		693,021	
減価償却費	159,783		161,516	
減損損失	1,892		113,414	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 479,121		△ 109,463	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,584		△ 1,560	
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	29,793		△ 75,855	
その他引当金等の増減額 (△は減少)	10,514		△ 4,383	
信用事業資金運用収益	△ 3,019,418		△ 2,874,006	
信用事業資金調達費用	69,855		42,135	
共済貸付金利息	△ 6		—	
共済借入金利息	6		—	
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 282,462		△ 272,683	
支払雑利息	6,983		7,608	
有価証券関係損益 (△は益)	—		—	
固定資産売却損益 (△は益)	△ 2,671		△ 2,112	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増 (△) 減	△ 1,342,879		△ 1,560,034	
預金の純増 (△) 減	4,450,000		△ 4,800,000	
貯金の純増減 (△)	△ 4,489,205		2,229,288	
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	9,402		△ 5,885	
その他の信用事業負債の純増減 (△)	△ 18,182		760,264	
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増 (△) 減	7,100		—	
共済借入金の純増減 (△)	△ 7,100		—	
共済資金の純増減 (△)	△ 759,737		△ 214,224	
未経過共済付加収入の純増 (△) 減	△ 358		7,980	
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	△ 1,823		1,843	
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	8,057		△ 16,796	
経済受託債権の純増 (△) 減	—		—	
棚卸資産の純増 (△) 減	1,161		840	
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 2,680		12,083	
経済受託債務の純増減 (△)	748		△ 1,318	
その他経済事業資産の純増 (△) 減	1		4	
その他経済事業負債の純増減 (△)	△ 220		△ 3	
(その他の資産及び負債の増減)				
その他の資産の純増 (△) 減	△ 97,304		25,156	
その他の負債の純増減 (△)	△ 2,724		61,518	
未払消費税等の純増減 (△)	△ 701		△ 2,230	
信用事業資金運用による収入	3,046,967		2,895,651	
信用事業資金調達による支出	△ 135,304		△ 64,947	
共済貸付金利息による収入	159		—	
共済借入金利息による支出	△ 159		—	
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 37,216		△ 60,342	
小 計	△ 1,568,031		△ 3,053,521	
雑利息及び出資配当金の受取額	282,462		272,683	
雑利息の支払額	△ 6,983		△ 7,608	
法人税等の支払額	△ 252,715		△ 208,171	
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,545,266		△ 2,996,617	

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 24,417	△ 542
有価証券の売却による収入	2,187,479	6,438,309
有価証券の償還による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△ 146,827	△ 930,425
固定資産の売却による収入	3,551	△ 1,195
外部出資による支出	—	—
外部出資の売却等による収入	—	1,999
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,019,786	5,508,145
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	57,293	48,949
出資の払戻しによる支出	△ 64,752	△ 73,706
持分の取得による支出	17,809	△ 7,864
持分の譲渡による収入	6,715	8,303
出資配当金の支払額	△ 49,499	△ 49,144
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,433	△ 73,462
4 現金及び現金同等物の増加額 (減少額)	442,085	2,438,065
5 現金及び現金同等物の期首残高	8,285,554	8,727,640
6 現金及び現金同等物の期末残高	8,727,640	11,165,705

(8) 連結注記表

令和元年度	令和2年度												
<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社は、クミアイ施設株式会社の1社です。非連結子会社はありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法を適用する関連会社および非連結子会社はありません。</p> <p>3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算書と一致しています。</p> <p>4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却は、5年で均等償却しています。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度に確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">224,727百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預金</td> <td style="text-align: right;">△216,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,727百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	224,727百万円	定期性預金	△216,000百万円	現金及び現金同等物	8,727百万円	<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社は、クミアイ施設株式会社の1社です。非連結子会社はありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法を適用する関連会社および非連結子会社はありません。</p> <p>3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算書と一致しています。</p> <p>4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却は、5年で均等償却しています。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度に確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">231,965百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預金</td> <td style="text-align: right;">△220,800百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,165百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	231,965百万円	定期性預金	△220,800百万円	現金及び現金同等物	11,165百万円
現金及び預金勘定	224,727百万円												
定期性預金	△216,000百万円												
現金及び現金同等物	8,727百万円												
現金及び預金勘定	231,965百万円												
定期性預金	△220,800百万円												
現金及び現金同等物	11,165百万円												
<p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p style="padding-left: 20px;">①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p style="padding-left: 20px;">②時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p>	<p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p style="padding-left: 20px;">①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p style="padding-left: 20px;">②時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p>												

令和元年度	令和2年度
<p>(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および金融部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、総合企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により</p>	<p>(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により</p>

令和元年度	令和2年度
<p>費用処理しています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p>	<p>費用処理することとしています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p> <p>7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (追加情報) 改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。</p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。</p> <p>なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません</p>
<p>Ⅲ 表示方法の変更に関する注記</p> <p>1. 損益計算書の表示方法 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。</p>	<p>Ⅲ 表示方法の変更に関する注記</p> <p>1. 会計上の見積りに関する注記 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当事業年度より固定資産の減損の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p> <p>Ⅳ 会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 固定資産の減損</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 114,406千円</p> <p>② その他の情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成</p>

令和元年度	令和2年度
<p>IV 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,341千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 2,568千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 2,087千円</p> <p>2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として供託している国債40,000千円があります。</p> <p>3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は615,711千円です。</p> <p>4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち破綻先債権額は42,652千円、延滞債権額は2,177,012千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,219,664千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>V 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,601千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 3,028千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,887千円</p> <p>2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として供託している国債40,000千円があります。</p> <p>3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は920,093千円です。</p> <p>4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち破綻先債権額は16,657千円、延滞債権額は2,050,078千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,898千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,116,633千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>

令和元年度	令和2年度																																				
<p>5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年3月31日)</p> <p>(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 260,712千円</p> <p>(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>	<p>5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年3月31日)</p> <p>(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 134,683千円</p> <p>(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>																																				
<p>V 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。</p> <p>また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。</p> <p>当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">用 途</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">六 和 支 店</td> <td style="text-align: center;">営業店舗</td> <td style="text-align: center;">車両運搬具</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流山市江戸川台東</td> <td style="text-align: center;">賃 貸</td> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">業務外固定資産</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	用 途	種 類	その他	六 和 支 店	営業店舗	車両運搬具		流山市江戸川台東	賃 貸	土 地	業務外固定資産	<p>VI 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。</p> <p>また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。</p> <p>当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">用 途</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">稔 台 支 店</td> <td style="text-align: center;">営業店舗</td> <td style="text-align: center;">その他の有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神奈川県真鶴町</td> <td style="text-align: center;">賃 貸</td> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流山市江戸川台東</td> <td style="text-align: center;">賃 貸</td> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧 六 和 支 店</td> <td style="text-align: center;">遊 休</td> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧 古 ヶ 崎 支 店</td> <td style="text-align: center;">遊 休</td> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">業務外固定資産</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	用 途	種 類	その他	稔 台 支 店	営業店舗	その他の有形固定資産		神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産	流山市江戸川台東	賃 貸	土 地	業務外固定資産	旧 六 和 支 店	遊 休	土 地	業務外固定資産	旧 古 ヶ 崎 支 店	遊 休	土 地	業務外固定資産
場 所	用 途	種 類	その他																																		
六 和 支 店	営業店舗	車両運搬具																																			
流山市江戸川台東	賃 貸	土 地	業務外固定資産																																		
場 所	用 途	種 類	その他																																		
稔 台 支 店	営業店舗	その他の有形固定資産																																			
神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産																																		
流山市江戸川台東	賃 貸	土 地	業務外固定資産																																		
旧 六 和 支 店	遊 休	土 地	業務外固定資産																																		
旧 古 ヶ 崎 支 店	遊 休	土 地	業務外固定資産																																		
<p>(2)減損損失の認識に至った経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">六 和 支 店</td> <td>店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流山市江戸川台東</td> <td>流山市役所に業務外固定資産として賃貸契約を締結しているため減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	内 容	六 和 支 店	店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。	流山市江戸川台東	流山市役所に業務外固定資産として賃貸契約を締結しているため減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。	<p>(2)減損損失の認識に至った経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">稔 台 支 店</td> <td>店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神奈川県真鶴町</td> <td>将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	内 容	稔 台 支 店	店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。	神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。																								
場 所	内 容																																				
六 和 支 店	店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。																																				
流山市江戸川台東	流山市役所に業務外固定資産として賃貸契約を締結しているため減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。																																				
場 所	内 容																																				
稔 台 支 店	店舗統廃合が決定したことから減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。																																				
神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。																																				

令和元年度

令和2年度

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	
六 和 支 店	車 両 運 搬 具	802千円
流山市江戸川台東	土 地	2,134千円
合 計	土 地	2,134千円
	車 両 運 搬 具	802千円
		2,937千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
六 和 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
流山市江戸川台東	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価

流山市江戸川台東	業務外固定資産として賃貸契約を締結しているため減損の兆候に該当します。そのため帳簿価額を回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。
旧 六 和 支 店	将来使用見込みの無い遊休資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧古ヶ崎支店	将来使用見込みの無い遊休資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	
稔 台 支 店	その他の有形固定資産	512千円
神奈川県真鶴町	土 地	495千円
流山市江戸川台東	土 地	36,924千円
旧 六 和 支 店	土 地	42,027千円
旧古ヶ崎支店	土 地	34,446千円
合 計	土 地	113,894千円
	その他の有形固定資産	512千円
		114,406千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
稔 台 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
神奈川県真鶴町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
流山市江戸川台東	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
旧 六 和 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
旧古ヶ崎支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リ

令和元年度	令和2年度
<p>格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し金融部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が237,906千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p>	<p>スクに晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が129,833千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p>

令和元年度

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	223,110,758	223,121,013	10,255
有価証券			
其他有価証券	10,196,664	10,196,664	—
貸出金(*1)	141,224,422		
貸倒引当金(*2)	△525,019		
貸倒引当金控除後	140,699,402	143,101,217	2,401,815
経済事業未収金	80,472		
貸倒引当金(*3)	—		
貸倒引当金控除後	80,472	80,472	—
資産計	374,087,298	376,499,368	2,412,070
貯 金	360,142,609	360,243,840	101,230
経済事業未払金	51,763	51,763	—
負債計	360,194,373	360,295,603	101,230

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員福利厚生貸付金52,323千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和2年度

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	230,491,312	230,494,903	2,590
有価証券			
其他有価証券	3,664,744	3,664,744	—
貸出金(*1)	142,773,053		
貸倒引当金(*2)	△415,556		
貸倒引当金控除後	142,357,497	144,538,942	2,181,444
経済事業未収金	97,269	97,269	—
資産計	376,611,823	378,795,859	2,184,035
貯金	362,371,897	362,426,651	54,753
経済事業未払金	63,846	63,846	—
負債計	362,435,744	362,490,498	54,753

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員福利厚生貸付金40,919千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和元年度

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。なお、株式については保有していません。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	19,696,934
合 計	19,696,934

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

令和2年度

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。なお、株式については保有していません。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	19,694,934
合 計	19,694,934

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

令和元年度

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	223,110,758	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6,538,690	3,600,000	40,000	—	—	—
貸出金 (*1,2)	248,779	7,655,497	7,420,148	7,027,708	6,973,651	110,456,047
経済事業未収金	80,472	—	—	—	—	—
合計	229,978,701	11,255,497	7,460,148	7,027,708	6,973,651	110,456,047

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越305,247千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,390,266千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	315,142,634	22,028,861	19,314,310	1,658,791	1,298,676	699,334
合計	315,142,634	22,028,861	19,314,310	1,658,791	1,298,676	699,334

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	9,252,226	9,139,243	112,982
	地方債	944,438	938,464	5,973
	受益証券	—	—	—
	投資証券	—	—	—
	小 計	10,196,664	10,077,708	118,956
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	受益証券	—	—	—
	投資証券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合計		10,196,664	10,077,708	118,956

(*) なお、上記の差額から繰延税金負債32,903千円を差し引いた額86,052千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

令和2年度

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	230,492,312	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	3,600,000	40,000	—	—	—	—
貸出金 (*1,2,3)	407,827	7,833,645	7,459,855	7,284,519	7,041,931	111,514,117
経済事業未収金	97,269	—	—	—	—	—
合計	234,597,410	7,873,645	7,459,855	7,284,519	7,041,931	111,514,117

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越199,347千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,190,236千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金には職員福利厚生貸付40,919千円を含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	324,466,877	19,603,183	15,387,640	1,418,647	1,084,076	411,472
合計	324,466,877	19,603,183	15,387,640	1,418,647	1,084,076	411,472

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅷ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	3,664,744	3,639,941	24,802
	地方債	—	—	—
	受益証券	—	—	—
	投資証券	—	—	—
	小 計	3,664,744	3,639,941	24,802
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	受益証券	—	—	—
	投資証券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合計		3,664,744	3,639,941	24,802

(*) なお、上記の差額から繰延税金負債6,860千円を差し引いた額17,941千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

令和元年度				令和2年度			
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。			
	売却額	売却益	売却損				
債 券	—	—	—				
国 債	—	—	—				
地 方 債	—	—	—				
受 益 証 券	41,736	11,712	—				
投 資 証 券	23,084	—	11,441				
合 計	64,820	11,712	11,441				
3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。				3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。			
4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。				4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券 外部出資の実質価額が帳簿価額に比べて著しく下落しており、回復する見込みがあると認められないため、1,999千円を減損処理しています。 なお、減損処理にあたっては、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により、株式の実質価額（1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、回復可能性を考慮して評価差額を減損処理しています。			
Ⅷ 退職給付に関する注記				Ⅸ 退職給付に関する注記			
1. 退職給付に係る注記				1. 退職給付に係る注記			
(1)採用している退職給付制度の概要				(1)採用している退職給付制度の概要			
職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。				職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。			
(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表				(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表			
期首における退職給付債務	2,453,082千円			期首における退職給付債務	2,488,231千円		
勤務費用	150,200千円			勤務費用	149,358千円		
利息費用	—千円			利息費用	—千円		
数理計算上の差異の発生額	△ 15,669千円			数理計算上の差異の発生額	10,477千円		
退職給付の支払額	△ 96,238千円			退職給付の支払額	△ 209,830千円		
期末における退職給付債務	2,494,375千円			期末における退職給付債務	2,438,237千円		
(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表				(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表			
期首における年金資産	1,377,453千円			期首における年金資産	1,425,200千円		
期待運用収益	9,906千円			期待運用収益	10,230千円		
数理計算上の差異の発生額	△44千円			数理計算上の差異の発生額	△141千円		
退職共済制度への拠出金	95,874千円			退職共済制度への拠出金	95,597千円		
退職給付の支払額	△ 57,990千円			退職給付の支払額	△ 110,064千円		
期末における年金資産	1,425,200千円			期末における年金資産	1,420,823千円		
(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表				(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表			
退職給付債務	2,494,375千円			退職給付債務	2,438,237千円		
特定退職金共済制度	△ 1,425,200千円			特定退職金共済制度	△ 1,420,823千円		
未積立退職給付債務	1,069,174千円			未積立退職給付債務	1,017,413千円		
未認識数理計算上の差異	291,894千円			未認識数理計算上の差異	261,655千円		
貸借対照表計上額純額	1,361,068千円			貸借対照表計上額純額	1,279,069千円		
退職給付引当金	1,361,068千円			退職給付引当金	1,279,069千円		

令和元年度	令和2年度
(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額	(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用 150,200千円	勤務費用 149,358千円
期待運用収益 △ 9,906千円	期待運用収益 △ 10,230千円
数理計算上の差異の費用処理額 <u>26,766千円</u>	数理計算上の差異の費用処理額 <u>△ 19,619千円</u>
合計 167,059千円	合計 119,508千円
(注) 特定退職共済制度への拠出金95,875千円は、「福利厚生費」で処理しています。	(注) 特定退職共済制度への拠出金95,597千円は、「福利厚生費」で処理しています。
(6)年金資産の主な内訳	(6)年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
債券 66%	債券 63%
年金保険投資 25%	年金保険投資 26%
現金及び預金 4%	現金及び預金 6%
その他 5%	その他 5%
合計 100%	合計 100%
(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.00%	割引率 0.00%
長期期待運用収益率 0.71%	長期期待運用収益率 0.71%
2. 特例業務負担金の将来見込額	2. 特例業務負担金の将来見込額
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,852千円を含めて計上しています。	人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,453千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、345,403千円となっています。	なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、322,878千円となっています。
IX 税効果会計に関する注記	X 税効果会計に関する注記
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 20,402	退職給付引当金 281,416
退職給付引当金 294,005	役員退職慰労引当金 10,171
役員退職慰労引当金 11,392	賞与引当金 31,280
賞与引当金 37,712	未払費用 5,664
未払費用 5,609	未払事業税 7,848
未払事業税 14,106	減損損失 80,544
減損損失 88,561	減損損失(土地) 59,390
減損損失(土地) 49,045	その他 <u>1,634</u>
その他 <u>1,076</u>	繰延税金資産小計 483,950
繰延税金資産小計 521,912	評価性引当額 <u>△ 111,990</u>
評価性引当額 <u>△ 134,892</u>	繰延税金資産合計(A) 371,960
繰延税金資産合計(A) 387,020	繰延税金負債
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金 <u>△ 6,860</u>
その他有価証券評価差額金 <u>△ 32,903</u>	繰延税金負債合計(B) <u>△ 6,860</u>
繰延税金負債合計(B) <u>△ 32,903</u>	繰延税金資産の純額(A)+(B) 365,099

令和元年度	令和2年度												
繰延税金資産の純額(A)+(B) 354,117													
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因												
法定実効税率 27.66%	法定実効税率 27.66%												
(調整)	(調整)												
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.78	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.12												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.97	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △5.43												
事業分量配当 △1.27	事業分量配当 △2.35												
住民税均等割等 0.56	住民税均等割等 1.05												
評価性引当額の増減 △9.94	評価性引当額の増減 △3.27												
その他 0.26	その他 0.13												
税効果会計適用後の法人税等の負担率 17.08%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 21.92%												
X その他の注記	XI その他の注記												
1. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。	1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記 (1) オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。												
(単位：千円)	(単位：千円)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1年以内</th> <th style="width: 33%;">1年超</th> <th style="width: 33%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,362</td> <td style="text-align: center;">159,511</td> <td style="text-align: center;">175,874</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1年超	合 計	16,362	159,511	175,874	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1年以内</th> <th style="width: 33%;">1年超</th> <th style="width: 33%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,362</td> <td style="text-align: center;">143,148</td> <td style="text-align: center;">159,511</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1年超	合 計	16,362	143,148	159,511
1年以内	1年超	合 計											
16,362	159,511	175,874											
1年以内	1年超	合 計											
16,362	143,148	159,511											
2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、松戸南支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センター及び六和・古ヶ崎支店統廃合に伴う新店舗用地に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 また、流山市中の倉庫について、千葉県が施行する流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業により、移転の対象となっております。不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、千葉県流山区画整理事務所より移転補償金として原状回復費用を含む金額を提示されていることから、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 (1) 貸借対照表に計上していない資産除去債務 当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 また、流山市中の倉庫について、千葉県が施行する流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業により、移転の対象となっております。不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、千葉県流山区画整理事務所より移転補償金として原状回復費用を含む金額を提示されていることから、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。												

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
1 資本剰余金期首残高	7,387,616	7,387,616
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	7,387,616	7,387,616
(利 益 剰 余 金 の 部)		
1 利益剰余金期首残高	23,648,762	24,651,877
2 利益剰余金増加高	1,089,830	596,439
当期剰余金	1,088,286	541,105
土地再評価差額金取崩額	1,544	55,333
3 利益剰余金減少高	86,715	109,486
配当金	86,715	109,486
4 利益剰余金期末残高	24,651,877	25,138,830

(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	42	16	△ 25
延滞債権額	2,177	2,050	△ 126
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	49	49
合 計	2,219	2,116	△ 103

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和元年度	令和2年度
信 用 事 業	事 業 収 益	3,245	3,037
	経 常 利 益	1,341	876
	資 産 の 額	375,776	378,136
共 済 事 業	事 業 収 益	1,005	973
	経 常 利 益	400	391
	資 産 の 額	11	9
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	723	777
	経 常 利 益	△ 258	△ 265
	資 産 の 額	156	172
そ の 他 事 業	事 業 収 益	335	285
	経 常 利 益	△ 165	△ 195
	資 産 の 額	26,184	26,828
計	事 業 収 益	5,309	5,074
	経 常 利 益	1,317	808
	資 産 の 額	402,129	405,147

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和3年3月末における連結自己資本比率は、17.72%となりました。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	とうかつ中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,633百万円（前年度1,657百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	34,043	33,579
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,020	9,045
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	25,138	24,651
うち、外部流出予定額(△)	107	109
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	△ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13	14
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	316	435
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,374	34,029
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	21
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20	21
自 己 資 本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	34,353	34,007
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	185,503	182,072
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,344	2,420
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	2,344	2,420
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,341	8,559
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	193,845	190,631
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	17.72%	17.83%

(注) 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,616	0	0	1,473	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,153	0	0	3,643	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,564	0	0	7,610	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	222,768	44,553	1,782	228,609	45,721	1,828
法人等向け	2,285	2,275	91	3,695	3,688	147
中小企業等向け及び個人向け	4,053	2,412	96	6,459	4,310	172
抵当権付住宅ローン	63,874	21,803	872	63,430	21,669	866
不動産取得等事業向け	26,391	25,360	1,014	25,165	24,297	971
三月以上延滞等	1,434	1,156	46	1,232	1,047	41
取立未済手形	24	4	0	26	5	0
信用保証協会等保証付	19,433	1,932	77	21,263	2,116	84
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	320	320	12	318	318	12
（うち出資等のエクスポージャー）	320	320	12	318	318	12
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	39,739	79,831	3,193	39,805	79,983	3,199
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,069	67,674	2,706	27,069	67,674	2,706
（うち特定項目のうち調整項目に参集されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	12,669	12,156	486	12,735	12,309	492
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式(250%)）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式(400%)）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額		2,420	96		2,344	93
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—		—	—
証券化エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	399,661	182,072	7,282	402,735	185,503	7,420
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	399,661	182,072	7,282	402,735	185,503	7,420
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	8,559	342	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	8,341	333
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	190,631	7,625	リスク・アセット等(分母)計 a	193,845	7,753

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和元年度				令和2年度			
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,237	1,237	—	—	1,170	1,170	—	—
	電気・ガス・熱供給 ・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	230,485	7,693	—	—	236,329	7,693	—	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	258	258	—	—	250	250	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	17,718	7,623	10,094	—	11,254	7,610	3,643	—
上記以外	19,973	276	—	—	19,946	252	—	—	
個 人	124,170	124,170	—	1,434	125,835	125,835	—	1,232	
そ の 他	5,816	—	—	—	7,948	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		399,661	141,259	10,094	1,434	402,735	142,812	3,643	1,232
1 年 以 下		228,087	306	6,450	—	231,219	353	3,603	—
1 年 超 3 年 以 下		5,613	1,969	3,644	—	1,571	1,531	40	—
3 年 超 5 年 以 下		2,227	2,227	—	—	2,219	2,219	—	—
5 年 超 7 年 以 下		3,390	3,390	—	—	8,469	8,469	—	—
7 年 超 10 年 以 下		11,547	11,547	—	—	6,116	6,116	—	—
10 年 超		120,171	120,171	—	—	122,744	122,744	—	—
期限の定めのないもの		28,622	1,646	—	—	30,394	1,377	—	—
残存期間別残高計		399,661	141,259	10,094	—	402,735	142,812	3,643	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	456	14	—	456	14	14	26	—	14	26
個別貸倒引当金	547	510	—	547	510	510	401	—	510	401
合 計	1,004	525	—	1,004	525	525	428	—	525	428

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度						令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	547	510	—	547	510	—	510	401	—	510	401	
業 種 別 計	547	510	—	547	510	—	510	401	—	510	401	

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	格付なし	計	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残	リスク・ウエイト 0%	23,365	23,365	16,306
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	19,328	19,328	21,163
	リスク・ウエイト 20%	222,792	222,792	228,636
	リスク・ウエイト 35%	62,294	62,294	61,911
	リスク・ウエイト 50%	89	89	40
	リスク・ウエイト 75%	3,216	3,216	5,721
	リスク・ウエイト 100%	43,525	43,525	43,876
	リスク・ウエイト 150%	398	398	353
	リスク・ウエイト 250%	27,069	27,069	27,069
	そ の 他	—	—	—
	リスク・ウエイト 1250%	—	—	—
	計	402,081	402,081	405,080

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	61	—	26	38
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	48	—	10	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	11	—	3	1
合 計	120	—	40	40

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,696	19,696	19,694	19,694
合計	19,696	19,696	19,694	19,694

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,052	1,745	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1	1
3	スティープ化	1,110	1,639		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	18	87		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,110	1,745	1	1
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	34,353		34,007	

3. 財務諸表(連結財務諸表を含む)の正確性等にかかる確認


確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年5月7日

とうかつ中央農業協同組合

代表理事理事長

小倉 忠勝 

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	107,751	15,008

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員24名、理事5名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)
2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員10人及び学識経験者1人にて構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

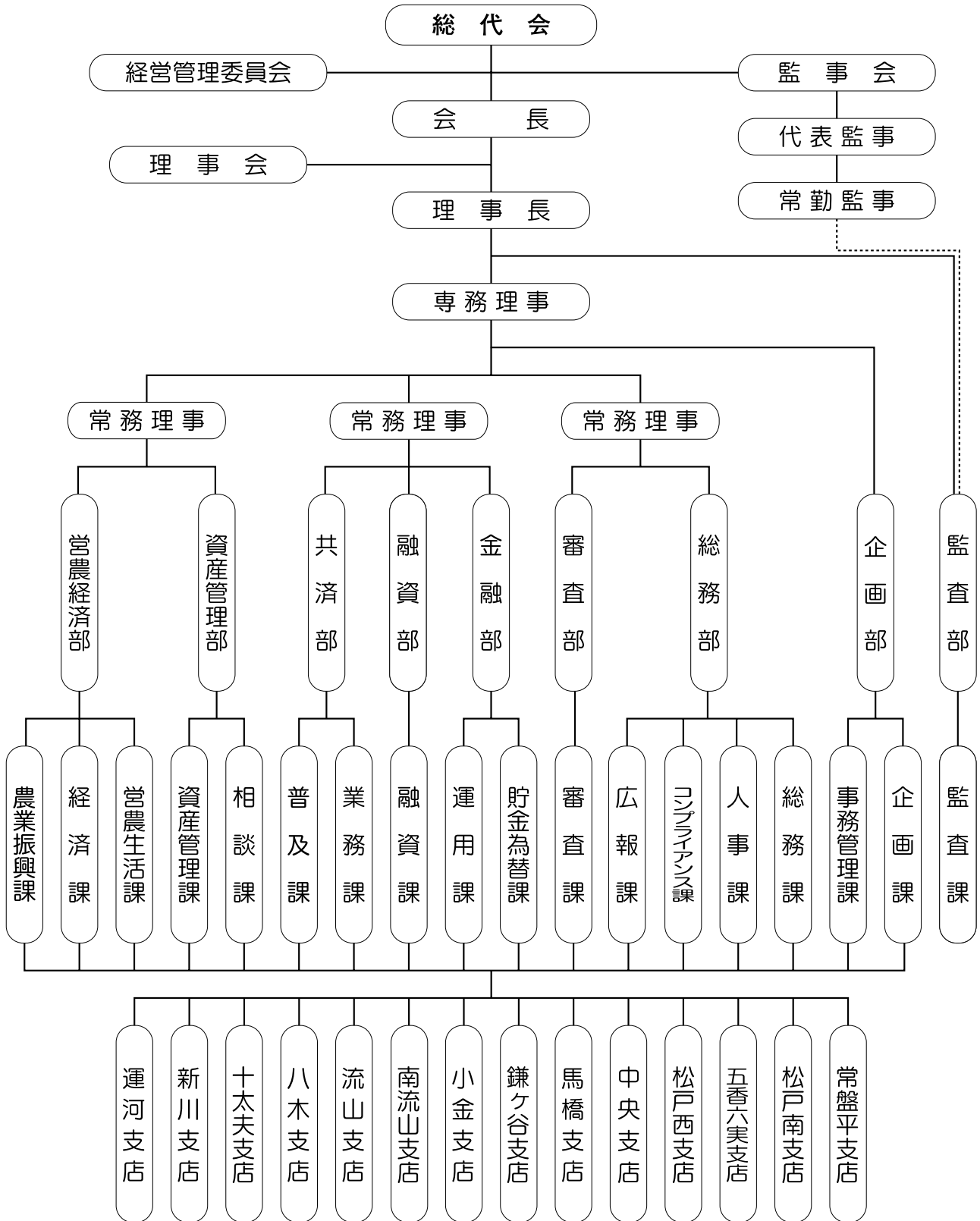
なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概要】

1. 機構図（令和3年7月1日現在）



2. 役員構成

令和3年7月現在

区 分		氏 名	区 分		氏 名
役 職 名	常勤、非常勤の別		役 職 名	常勤、非常勤の別	
経営管理委員会会長	常 勤	秋元 篤司	経営管理委員	非 常 勤	石井 栄一
経営管理委員	非 常 勤	田嶋 幸浩	〃	〃	月見里 泰之
〃	〃	佐藤 豊	〃	〃	山崎 英彦
〃	〃	藍川 治助	〃	〃	高橋 多賀子
〃	〃	山崎 明	〃	〃	小林 文子
〃	〃	水代 啓司	〃	〃	小金谷 茂子
〃	〃	石井 精一	〃	〃	中島 美江
〃	〃	齋藤 隆	代表理事理事長	常 勤	小倉 忠勝
〃	〃	小島 守雄	専務理事	〃	石戸 誠
〃	〃	湯浅 達夫	常務理事	〃	染谷 和成
〃	〃	湯浅 匡一朗	〃	〃	秋谷 暢彦
〃	〃	山崎 日出男	〃	〃	山本 輝夫
〃	〃	及川 利行	代表監事	非 常 勤	宮田 和行
〃	〃	湯浅 房幸	監 事	常 勤	嶋村 正一
〃	〃	渡来 和治	〃	非 常 勤	戸張 幸隆
〃	〃	吉岡 政司	〃	〃	石井 泰一
〃	〃	笹本 勇人	員外監事	〃	吉岡 邦博

3. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		令和元年度	令和2年度	増 減
正組合員	個 人	4,808	4,797	△ 11
	法 人	-	-	-
	その他の団体	4	4	0
准組合員	個 人	16,593	16,347	△ 246
	農業協同組合	-	-	-
	農事組合法人	-	-	-
	その他の団体	105	103	△ 2
合 計		21,510	21,251	△ 259

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
農 家 組 合	119 組合	花き園芸生産関係組織	24 名
農事研究会関係組織	323 名	まつど農産物直売組合	50 名
鎌ヶ谷市梨業組合	146 名	流山市認定農業者連絡協議会	38 名
出荷組合・出荷協会	652 名	青色申告JAとうかつ中央部会	1,427 名
青 壯 年 部	109 名	流山市観光果樹組合	11 名
女 性 部	266 名		

当JAの組合員組織を記載しています。

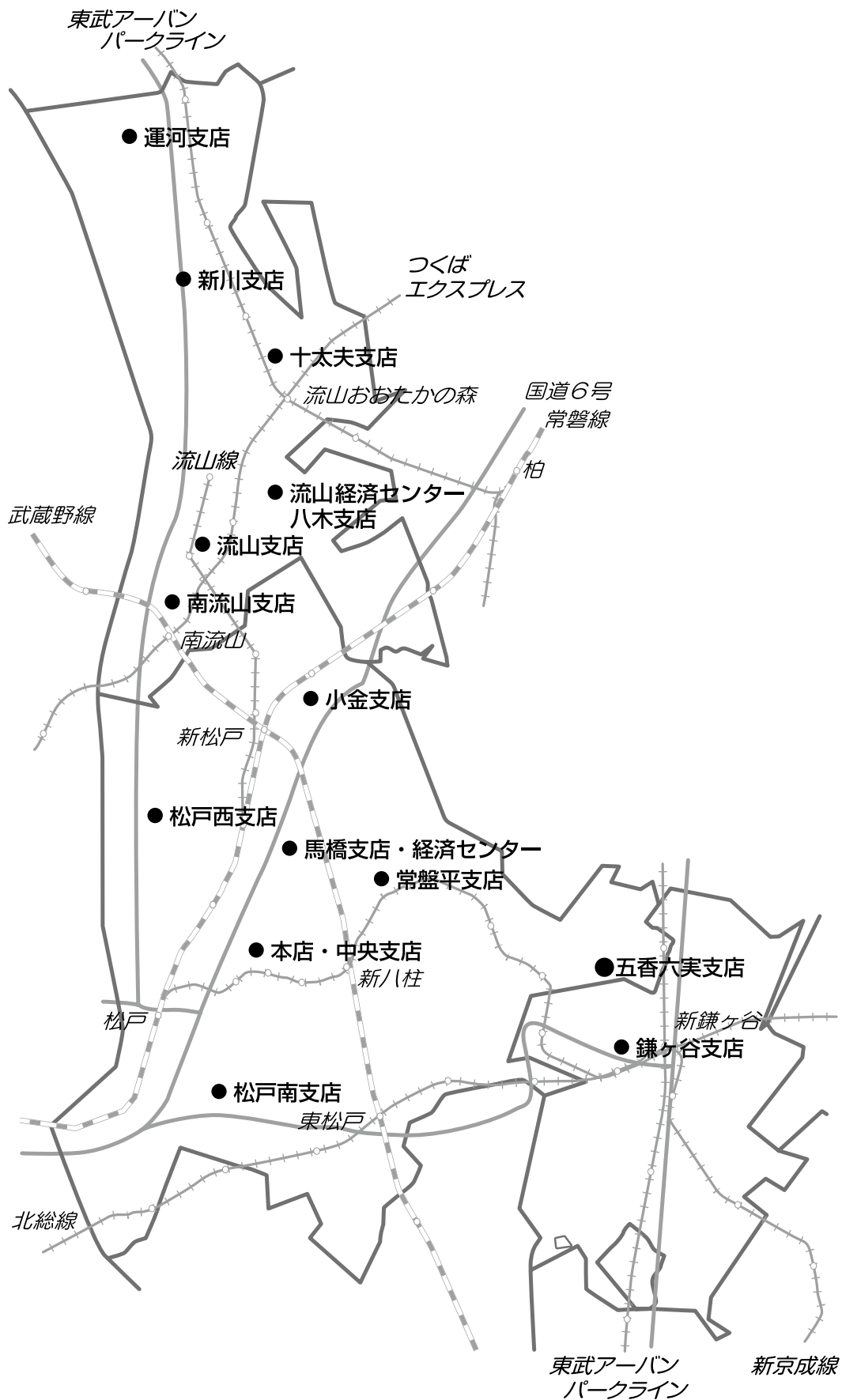
5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

6. 地区一覧

当JAは松戸市、鎌ヶ谷市、流山市を事業区域としています。

事務所および主要施設の所在地



7. 店舗等のご案内

令和3年7月現在

店 舗 名	住 所	電話・FAX番号	ATM設置台数
本 店	〒271-0064 松戸市上本郷2243の1	☎ 047-361-2201(代表) Fax 047-366-7101	
経 済 セ ン タ ー	〒271-0051 松戸市馬橋1939の1	☎ 047-341-5151(代表) Fax 047-341-5154	
流 山 経 済 セ ン タ ー	〒270-0135 流山市野々下1丁目304	☎ 04-7150-2255(代表) Fax 04-7159-3700	
常 盤 平 支 店	〒270-2251 松戸市金ヶ作96の1	☎ 047-387-7575(代表) Fax 047-387-7577	2 台
松 戸 南 支 店	〒270-2232 松戸市和名ヶ谷1428の1	☎ 047-391-6138(代表) Fax 047-391-6145	2 台
五 香 六 実 支 店	〒270-2204 松戸市六実1丁目16の3	☎ 047-387-5115(代表) Fax 047-387-5012	2 台
松 戸 西 支 店	〒271-0043 松戸市旭町1丁目118の1	☎ 047-341-5125(代表) Fax 047-341-2697	2 台
中 央 支 店	〒271-0064 松戸市上本郷2243の1	☎ 047-361-2207(代表) Fax 047-361-2444	2 台
馬 橋 支 店	〒271-0051 松戸市馬橋1939の1	☎ 047-343-6800(代表) Fax 047-343-6415	2 台
鎌 ヶ 谷 支 店	〒273-0121 鎌ヶ谷市初富362の2	☎ 047-443-4010(代表) Fax 047-443-4008	2 台
小 金 支 店	〒270-0013 松戸市小金きよしヶ丘1丁目7の3	☎ 047-341-4151(代表) Fax 047-349-2005	2 台
南 流 山 支 店	〒270-0163 流山市南流山4丁目3の8	☎ 04-7159-7111(代表) Fax 04-7159-0511	2 台
流 山 支 店	〒270-0157 流山市平和台3丁目5の1	☎ 04-7159-1001(代表) Fax 04-7159-8348	2 台
八 木 支 店	〒270-0135 流山市野々下1丁目307	☎ 04-7158-2211(代表) Fax 04-7159-9045	1 台
十 太 夫 支 店	〒270-0119 流山市おおたかの森北3丁目30の4	☎ 04-7152-2211(代表) Fax 04-7152-2294	1 台
新 川 支 店	〒270-0116 流山市中野久木439	☎ 04-7152-3171(代表) Fax 04-7154-6157	2 台
運 河 支 店	〒270-0107 流山市西深井597の1	☎ 04-7153-0121(代表) Fax 04-7153-0123	1 台

8. 沿革・あゆみ

昭和23年3月	松戸市農業会を承継し「松戸市農業協同組合」設立
昭和23年4月	鎌ヶ谷町農業協同組合設立
昭和23年4月	小金町農業協同組合設立
昭和23年4月	流山市内に流山、八木、新川農業協同組合設立
昭和30年7月	小金町農業協同組合から小金農業協同組合に名称変更
昭和48年3月	クミアイ施設株式会社設立
昭和49年3月	クミアイビル（稔台）新設
昭和58年7月	小金農業協同組合から「千葉小金農業協同組合」に名称変更
平成4年12月	クミアイ第二ビル（竹ヶ花）新設
平成8年6月	クミアイ施設貸店舗（松飛台支店を移設し、新店舗オープン）新設
平成9年7月	流山、八木、新川農業協同組合が合併し「流山市農業協同組合」設立
平成13年4月	鎌ヶ谷市農業協同組合と合併し、新生・松戸市農業協同組合がスタート
平成14年11月	鎌ヶ谷支店を移設し、新店舗オープン
平成19年11月	東部・矢切支店を統合し、松戸南支店オープン
平成20年7月	松戸市・千葉小金・流山市農業同組合が合併し、「とうかつ中央農業協同組合」設立
平成24年11月	五香・六実支店を統合し、五香六実支店オープン
令和2年4月	松飛台支店を五香六実支店に統合
令和2年11月	六和・古ヶ崎支店を統合し、松戸西支店オープン
令和3年5月	常盤平・稔台支店を統合し、常盤平支店として新店舗オープン

＜組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係＞

概況及び組織に関する事項

○業務の運営の組織……………101	○事務所の名称及び所在地……………103～104
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名……………102	○特定信用事業代理業者に関する事項……………102
○会計監査人の氏名又は名称……………43	

主要な業務の内容

○主要業務の内容……………15～20

主要な業務に関する事項

○直近の事業年度における事業の概況……………2～5	・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の 区分ごとの定期貯金の残高……………46
○直近の5事業年度における主要な業務の状況……………44	◇貸出金等に関する指標……………46～47, 57
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……………44	・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………46
・経常利益又は経常損失……………44	・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………46
・当期剰余金又は当期損失金……………44	・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他 担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用 の区分を言う。)の貸出金残高及び債務保証見返り額……………46
・出資金及び出資口数……………44	・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金 残高……………47
・純資産額及び総資産額……………44	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に 対する割合……………47
・貯金等残高、貸出金残高及び有価証券残高……………44	・貯貸率の期末値及び期中平均値……………57
・単体自己資本比率……………44	◇有価証券に関する指標……………51～52, 57
・剰余金の配当の金額……………44	・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品 政府保証債及びその他の商品有価証券の区分を言う。) の平均残高……………51
・職員数……………44	・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、 外国債券及び外国株式その他の証券の区分を言う。次号に おいて同じ。)の残存期間別の残高……………52
○直近の2事業年度における事業の状況	・有価証券の種類別の平均残高……………51
◇主要な業務の状況を示す指標……………44～45, 57	・貯証率の期末値及び期中平均値……………57
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア 事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)……………44	
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支……………44	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び総資金利ざや……………45	
・受取利息及び支払利息の増減……………45	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率……………57	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………57	
◇貯金に関する指標……………45～46	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金 の平均残高……………45	

業務の運営に関する事項

○リスク管理の体制……………9～10	○法令遵守の体制……………10～12
--------------------	--------------------

組合の直近の2事業年度における財産の状況

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は 損失計算書……………24～40	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価 及び評価損益
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……………48	・有価証券……………52
・破綻先債権に該当する貸出金……………48	・金銭の信託……………53
・延滞債権に該当する貸出金……………48	・デリバティブ取引……………53
・3か月以上延滞債権に該当する貸出金……………48	・金融等デリバティブ取引……………53
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金……………48	・有価証券店頭デリバティブ取引……………53
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻 先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条 件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額……………49	○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………51
○自己資本の充実の状況……………15, 58～67	○貸出金償却の額……………51
	○法37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を 受けている旨……………43

＜連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係＞

組合及びその子会社等の概況

○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成……………68	・設立年月日……………68
○組合の子会社等に関する事項	・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は、総出資者の議決権に占める割合……………68
・名称……………68	
・主たる営業所又は事務所の所在地……………68	
・資本金又は出資金……………68	
・事業の内容……………68	

組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

○直近の事業年度における事業の概況……………68	・当期利益又は当期損失……………69
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況……………69	・純資産額及び総資産額……………69
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……………69	・連結自己資本比率……………69
・経常利益又は経常損失……………69	

直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書……………70～87	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……………87	○自己資本の充実の状況……………88～97
・破綻先債権に該当する貸出金	○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの……………88
・延滞債権に該当する貸出金	
・3か月以上延滞債権に該当する貸出金	

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

単体(連結)における事業年度の開示項目

	単体	連結
○定性的開示事項		
・連結の範囲に関する事項……………	—	68
・自己資本調達手段の概要……………	15	88
・組合(連結グループ)の自己資本の充実度に関する評価方法の概要……………	15	88
・信用リスクに関する事項……………	9, 60	92
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要……………	63	95
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要……………	64	96
・証券化エクスポージャーに関する事項……………	64	96
・オペレーショナル・リスクに関する事項……………	10	96
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要……………	64	96
・金利リスクに関する事項……………	66	97
○定量的開示事項		
・自己資本の充実度に関する事項……………	58	88
・信用リスクに関する事項……………	60～62	92～95
・信用リスク削減手法に関する事項……………	63～64	95
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……………	64	96
・証券化エクスポージャーに関する事項……………	64	96
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項……………	64～65	96～97
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額……………	66	97
・金利リスクに関する事項……………	66～67	97